

第6章



各種計画の量の見込みと確保方策

- 1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策**
(川崎市子ども・子育て支援事業計画)

- 2 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の量の見込みと確保方策**
(川崎市新・放課後子ども総合プラン)

- 3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進**
(川崎市社会的養育推進計画)

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

（川崎市子ども・子育て支援事業計画）

（1）「子ども・子育て支援新制度」の概要

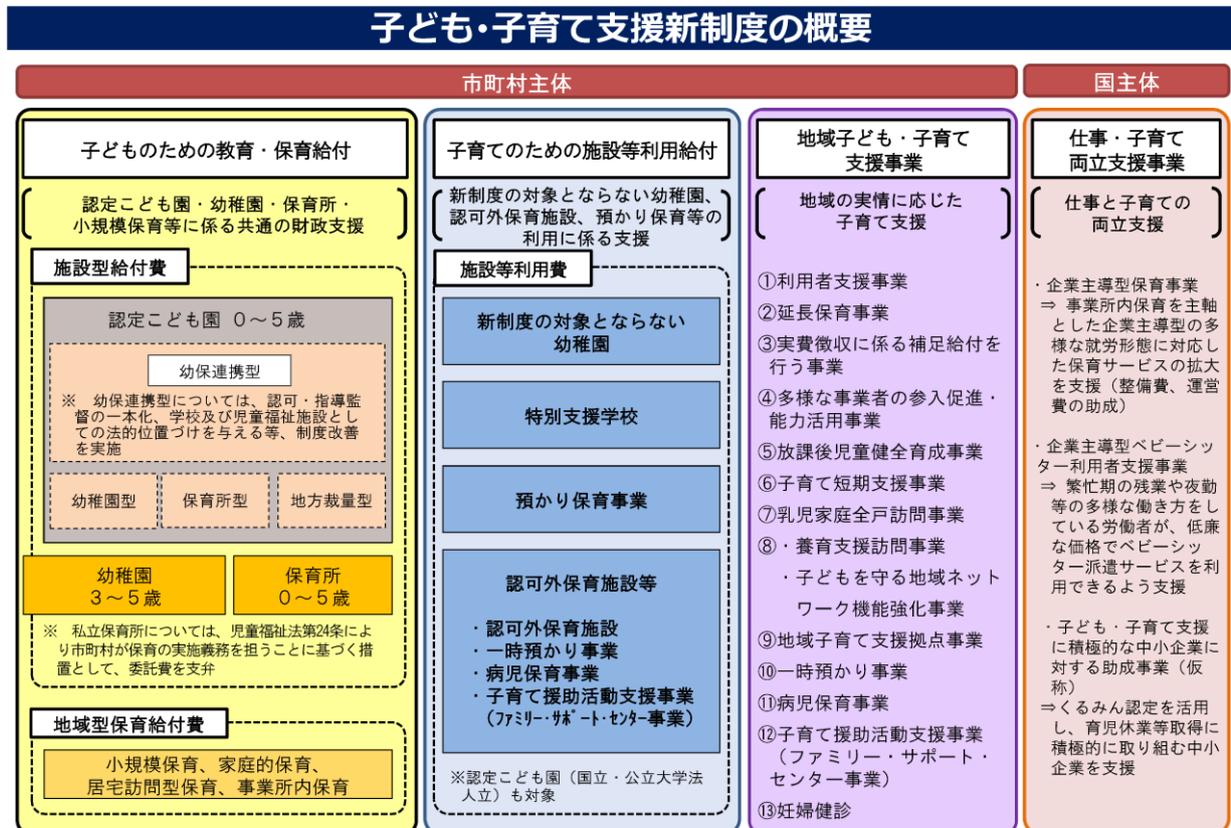
平成 27（2015）年に開始された子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て支援法などの子ども・子育て関連3法に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進する制度です。

令和元（2019）年5月には子ども・子育て支援法の一部改正が行われ、同年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されることとなりました。

また、令和2（2020）年4月には子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正が行われ、市町村計画の作成に関する事項として、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30(2018)年9月）の策定に伴う対応や、児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う対応などが盛り込まれました。

本市においては、こうした動向を踏まえながら、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に基づき、子ども・若者や子育て家庭への支援を総合的に進めています。

【子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援新制度の概要】



※内閣府ホームページより引用

（2）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る基本的な考え方

本市においては、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援新制度の実施主体として、すべての子どもに良質な生育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行います。

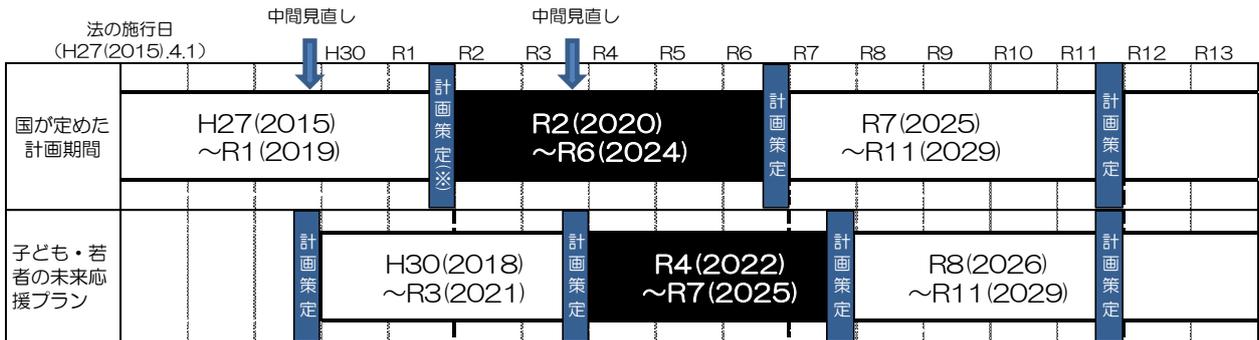
（3）「量の見込みと確保方策」について

子ども・子育て支援法第61条の規定により、市町村子ども・子育て支援事業計画として、「教育・保育施設、地域型保育事業」と「地域子ども・子育て支援事業」について、5年を一期とする「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応して確保する提供体制の内容と実施時期）を定めるものとなっています。

今回の「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」では、本章において第2期子ども・子育て支援事業計画の中間見直しを行い、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの量の見込みと確保方策を定めます。

また、令和6（2024）年度中には国が定めた計画期間を踏まえて、量の見込みと確保方策の見直しを行います。

【「量の見込みと確保方策」について本市計画期間と国が定めた計画期間との関係】



※ 令和2（2020）年度においては、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン第6章改訂版（川崎市第2期子ども・子育て支援事業計画）」を策定

（4） 就学前児童の将来人口推計について

ア 就学前児童の将来人口推計について

本市においては、人口は増加しているものの、就学前児童数は平成 28（2016）年度をピークに減少傾向が続いています。したがって本計画の策定にあたり、就学前児童の将来人口推計を改めて行います。

推計にあたっては、コーホート変化率法¹により各歳児の年度当初（4月1日）時点での就学前推計児童数を算出します。

なお、0歳児推計人口については、人口動態調査²に基づく出生率、15歳から49歳までの女性の推計人口により算出した推計出生数等により算出しました。

<各認定区分に該当する年齢別の推計児童数>

（単位：人）

	3～5歳 （1号または2号認定に該当）	0歳 （3号認定に該当）	1～2歳 （3号認定に該当）	合計
令和3（2021）年度 （実績）	39,366	11,932	25,448	76,746
令和4（2022）年度	38,141	11,686	24,358	74,185
令和5（2023）年度	36,987	12,015	23,314	72,316
令和6（2024）年度	35,490	12,080	23,405	70,975
令和7（2025）年度	34,226	12,171	23,782	70,179
令和8（2026）年度	33,538	12,277	23,932	69,747

¹ 「コーホート」とは、同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指す。例えば、令和元（2019）年4月2日～2（2020）年4月1日生まれのコーホートは、令和4（2022）年4月1日時点で満2歳、令和8（2026）年4月1日時点で満6歳となり、令和8（2026）年度の小学1年生となる人々の集団である。「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができる。（厚生労働省「地域行動計画策定の手引き」より）

² 厚生労働省による出生・死亡・婚姻・離婚及び死産の人口動態事象を把握するための、統計法に基づく基幹統計『人口動態統計』の作成を目的とする統計調査

<参考 就学前児童数実績（年齢別・区別）>
年齢別実績

（単位：人）

	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度
0 歳児	13,984	13,585	13,059	12,925	11,932
1 歳児	14,273	13,884	13,560	13,149	12,727
2 歳児	14,005	13,995	13,648	13,270	12,721
3 歳児	13,248	13,683	13,692	13,404	12,889
4 歳児	13,225	13,083	13,484	13,533	13,141
5 歳児	13,055	13,112	12,966	13,310	13,336
合計	81,790	81,342	80,409	79,591	76,746

区別実績

	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度
川崎区	11,217	10,986	10,660	10,444	9,764
幸区	9,809	9,958	9,986	10,027	9,875
中原区	15,146	15,415	15,459	15,441	14,953
高津区	13,023	12,917	12,675	12,360	11,786
宮前区	13,281	13,110	12,866	12,697	12,193
多摩区	10,120	9,995	10,009	10,022	9,898
麻生区	9,194	8,961	8,754	8,600	8,277
合計	81,790	81,342	80,409	79,591	76,746

イ 就学前推計児童数を踏まえた量の見込みの設定について

各事業の量の見込みについては、就学前推計児童数を踏まえて、「川崎市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成 31(2019)年 3 月）」を参考に「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）（平成 31(2019)年 4 月 23 日内閣府）」等に基づき算出した数値や、事業の利用状況等をもとに算出しています。

今回の中間見直しについては、「川崎市総合計画第 3 期実施計画の策定に向けた将来人口推計（更新版）」（令和 4(2022)年 2 月）及び過去の就学前児童数実績を踏まえて算出した就学前児童数や事業の利用状況等をもとに行います。

（5）教育・保育の量の見込みと確保方策

ア 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条では、市町村子ども・子育て支援事業計画においては、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の、量の見込みと確保方策を定めることとしています。

教育・保育提供区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況や施設の整備状況などを総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める必要があるとされています（子ども・子育て支援法に基づく基本指針）。この区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の設定とすることが基本となりますが、広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、事業ごとに設定することができます。

本市においては、区境に居住する場合や、通勤などの生活動線等によっては、他区の教育・保育施設等を利用する場合がありますが、原則として、行政区ごとに保育の必要性の有無や利用する施設等に応じた給付認定を行っており、行政区ごとに量の見込みを算出することでより精緻に必要な量を見込むことができることから、各行政区を教育・保育提供区域として設定します。

イ 教育・保育に関する施設及び地域型保育事業

〈施設及び事業の連携等に関する推進方策〉

教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業者や地域子ども・子育て支援事業者と連携し、必要に応じて保育の提供等に関する支援をすることが必要です。

また、原則として0歳～2歳児の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業について、3歳児以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業者との連携が必要です。

本市においては、妊娠・出産期からの切れ目ない支援や質の高い教育・保育の提供、地域の子育て支援を推進するため、教育・保育施設と地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事業者相互の連携が円滑に進められるよう取り組みます。

また、幼稚園、保育所、小学校の職員が相互に理解を深め、発達の連続性を踏まえた子どもの育ちを支援することを目的として、関係者間の情報交換や、子ども・教職員の交流等を実施し、認定こども園、幼稚園、保育所及び小学校における連携に取り組みます。

（ア）教育・保育に関する施設

a 認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

幼保連携型 認可幼稚園と認可保育所との両方の機能をあわせ持つ単一の教育・保育施設です。

幼稚園型 認可幼稚園が保育所的な機能を備えて運営する教育・保育施設です。

保育所型 認可保育所が幼稚園的な機能を備えて運営する教育・保育施設です。

地方裁量型 幼稚園・保育所のいずれの認可もない地域の教育・保育施設です。

b 幼稚園

3歳から就学前の幼児が、様々な遊びを中心とした教育により、小学校以降の学習の基盤を培うことができる「学校」です。

c 保育所

保護者が就労などのため、家庭で保育できない乳幼児を、保護者に代わって保育する「児童福祉施設」です。養護及び教育を一体的に行い、地域の子育て支援の役割を担います。

(イ) 地域型保育事業

家庭的保育事業	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を行います。
小規模保育事業	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。
事業所内保育事業	事業所内の保育施設等で従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。
居宅訪問型保育事業	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行います。

ウ 子ども・子育て支援法の給付と子どもの認定区分

(ア) 子ども・子育て支援給付と認定区分について

新制度では、就学前の子どもの健やかな成長のために、必要な「子ども・子育て支援給付」を行うこととなっています。この給付制度については、保育所等を給付対象とする「子どものための教育・保育給付」と幼稚園（私学助成）や認可外保育施設等を対象とする「子育てのための施設等利用給付」があります。保育所等とは、認可保育所、認定こども園（保育所部分）、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）のことをいいます。

保育所等を利用した場合の教育・保育に係る経費について、市が給付費として施設等に支払います。給付にあたっては、保護者が教育・保育給付認定を受けていることが必要です。保育の量は、本市の保育の必要性の認定基準を踏まえて見込みます。

認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育の必要量に 応じた区分	給付対象施設・事業
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間	幼稚園（施設型給付） 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	3歳～5歳	あり	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園（保育所部分）
3号認定	0歳～2歳	あり	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 地域型保育事業

第6章（各種計画の量の見込みと確保方策）

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、保育所等以外の幼稚園（私学助成）や認可外保育施設等の利用者は「子育てのための施設等利用給付」が受けられ、当該施設を利用した場合の経費については、市が給付費として施設等に支払います。給付にあたっては、施設等利用給付認定を受ける必要があります。

認定区分	年齢	保育の必要性	給付対象施設・事業
新1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園（私学助成）
新2号認定	3歳～5歳 ※1	あり	幼稚園・認定こども園の預かり保育 認可外保育施設等 ※4
新3号認定 ※3	0歳～2歳 ※2	あり	認可外保育施設等 ※4

※1 満3歳に達する日以降最初の3月31日を経過した子ども

※2 満3歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある子ども

※3 非課税世帯のみ

※4 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

（イ）保育の必要性の認定基準について

保育の必要性の認定にあたっては、「標準時間」（主にフルタイムの就労を想定し、現行の11時間の開所時間に相当）及び「短時間」（主にパートタイムの就労を想定）の2区分を設けます。「短時間」の認定は、保護者の1か月の就労時間が市町村の定める下限時間以上120時間未満にあたる家庭を対象としており、市町村は月48時間から月64時間の間で下限時間を定めることとなっています。本市では、下限時間を「月64時間」として「量の見込み」を算出するものとします。

Ⅱ 教育・保育の量の見込みと確保方策

（ア）教育・保育の量の見込みの考え方について

推計した就学前児童数をもとに、過去の幼稚園の利用実績や保育所の申請状況等から量を見込みます。これまでの実績では、教育の二歳割合は減少しているものの、保育の二歳割合は増加していることから、教育と保育を合わせた全体の二歳割合は増加傾向となっており、今後も増加していくものと見込んでいました。

今回の計画期間中の教育・保育の量の見込みについては、推計就学前児童数の減少を反映して、令和7（2025）年度まで減少するものとして推計しています。

なお、教育・保育の量の見込みについては、令和7（2025）年度の認可保育所の新設等による受入枠の拡大目標値を定めるため、令和8（2026）年4月についても定めます。

（イ）教育・保育の量の確保方策の考え方について

認定こども園、幼稚園、認可保育所、地域型保育事業、認可外保育施設（市が一定の施設基準に基づき運営支援等を行っている川崎認定保育園、おなかま保育室、年度限定型保育事業及び企業主導型保育事業（地域枠）が対象）により、量の見込みに対応する確保方策を定めます。

確保方策については、認定区分ごとの各施設の定員構成等により量の見込みを上回る場合があります。

■全市域

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		合計		
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		小計	
令和3 (2021) (実績)	確保方策	教育保育施設	17,625	18,733	2,271	11,528	13,799	50,157	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	18,733	2,271	11,528	13,799	32,532
			幼稚園・認定こども園（1号）	3,639	0	-	-	-	3,639
			私学助成を受ける幼稚園	13,986	0	-	-	-	13,986
		地域型保育事業	-	1	160	859	1,019	1,020	
		認可外保育施設等	-	1,404	155	1,471	1,626	3,030	
合計		17,625	20,138	2,586	13,858	16,444	54,207		
令和4 (2022)	確保方策	量の見込み	14,233	22,382	2,988	14,651	17,639	54,254	
		教育保育施設	14,233	22,258	2,465	11,841	14,306	50,797	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	20,215	2,465	11,841	14,306	34,521
			幼稚園・認定こども園（1号）	2,900	413	-	-	-	3,313
			私学助成を受ける幼稚園	11,333	1,630	-	-	-	12,963
		地域型保育事業	-	-	325	960	1,285	1,285	
認可外保育施設等	-	644	261	1,850	2,111	2,755			
合計		14,233	22,902	3,051	14,651	17,702	54,837		
令和5 (2023)	確保方策	量の見込み	13,025	22,440	3,126	14,567	17,693	53,158	
		教育保育施設	13,025	22,779	2,485	11,626	14,111	49,915	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	20,792	2,485	11,626	14,111	34,903
			幼稚園・認定こども園（1号）	3,014	461	-	-	-	3,475
			私学助成を受ける幼稚園	10,011	1,526	-	-	-	11,537
		地域型保育事業	-	-	325	1,017	1,342	1,342	
認可外保育施設等	-	191	338	1,924	2,262	2,453			
合計		13,025	22,970	3,148	14,567	17,715	53,710		

※令和4(2022)年度以降は、幼稚園及び認定こども園（1号）を利用する新2号認定の児童数を2号の量の見込みとして推計しています。

第6章（各種計画の量の見込みと確保方策）

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		合計		
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		小計	
令和6(2024)	量の見込み		11,779	22,224	3,195	15,126	18,321	52,324	
	確保方策	教育保育施設	11,779	23,204	2,498	12,107	14,605	49,588	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	21,298	2,498	12,107	14,605	35,903
			幼稚園・認定こども園（1号）	3,435	571	-	-	-	4,006
			私学助成を受ける幼稚園	8,344	1,335	-	-	-	9,679
		地域型保育事業	-	-	325	1,055	1,380	1,380	
		認可外保育施設等	-	66	384	1,964	2,348	2,414	
合計		11,779	23,270	3,207	15,126	18,333	53,382		
令和7(2025)	量の見込み		10,652	22,112	3,274	15,908	19,182	51,946	
	確保方策	教育保育施設	10,652	23,600	2,551	12,831	15,382	49,634	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	21,772	2,551	12,831	15,382	37,154
			幼稚園・認定こども園（1号）	3,174	560	-	-	-	3,734
			私学助成を受ける幼稚園	7,478	1,268	-	-	-	8,746
		地域型保育事業	-	-	325	1,093	1,418	1,418	
		認可外保育施設等	-	0	401	1,984	2,385	2,385	
合計		10,652	23,600	3,277	15,908	19,185	53,437		
令和8(2026)	量の見込み		9,707	22,334	3,360	16,553	19,913	51,954	
	確保方策	教育保育施設	9,707	23,970	2,611	13,540	16,151	49,828	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	22,213	2,611	13,540	16,151	38,364
			幼稚園・認定こども園（1号）	2,781	518	-	-	-	3,299
			私学助成を受ける幼稚園	6,926	1,239	-	-	-	8,165
		地域型保育事業	-	-	325	1,112	1,437	1,437	
		認可外保育施設等	-	0	424	1,901	2,325	2,325	
合計		9,707	23,970	3,360	16,553	19,913	53,590		

※令和4(2022)年度以降は、幼稚園及び認定こども園（1号）を利用する新2号認定の児童数を2号の量の見込みとして推計しています。

（参考）各認定区分の二歳割合（各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合）（単位：％）

	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)	3号 (0歳)	3号 (1～2歳)	3号 (合計)
令和4(2022)年4月	37.3	58.7	25.6	60.2	48.9
令和5(2023)年4月	35.2	60.7	26.0	62.5	50.1
令和6(2024)年4月	33.2	62.6	26.5	64.6	51.6
令和7(2025)年4月	31.1	64.6	26.9	66.9	53.4
令和8(2026)年4月	28.9	66.6	27.4	69.2	55.0

■川崎区

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		合計	
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		小計
令和3 (2021) (実績)	教育保育施設		2,312	2,312	269	1,357	1,626	6,250
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,312	269	1,357	1,626	3,938
		幼稚園・認定こども園（1号）	578	0	-	-	-	578
		私学助成を受ける幼稚園	1,734	0	-	-	-	1,734
	地域型保育事業		-	-	27	117	144	144
	認可外保育施設等		-	151	14	99	113	264
	合計		2,312	2,463	310	1,573	1,883	6,658
令和4 (2022)	量の見込み		1,828	2,644	368	1,620	1,988	6,460
	教育保育施設		1,828	2,663	298	1,372	1,670	6,161
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,395	298	1,372	1,670	4,065
		幼稚園・認定こども園（1号）	514	76	-	-	-	590
		私学助成を受ける幼稚園	1,314	192	-	-	-	1,506
	地域型保育事業		-	-	54	153	207	207
	認可外保育施設等		-	0	16	95	111	111
合計		1,828	2,663	368	1,620	1,988	6,479	
令和5 (2023)	量の見込み		1,700	2,632	380	1,596	1,976	6,308
	教育保育施設		1,700	2,660	298	1,372	1,670	6,030
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,395	298	1,372	1,670	4,065
		幼稚園・認定こども園（1号）	514	81	-	-	-	595
		私学助成を受ける幼稚園	1,186	184	-	-	-	1,370
	地域型保育事業		-	-	54	172	226	226
	認可外保育施設等		-	0	28	52	80	80
合計		1,700	2,660	380	1,596	1,976	6,336	

※令和4(2022)年度以降は、幼稚園及び認定こども園（1号）を利用する新2号認定の児童数を2号の量の見込みとして推計しています。

第6章（各種計画の量の見込みと確保方策）

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		合計		
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		小計	
令和6（2024）	量の見込み		1,548	2,557	393	1,662	2,055	6,160	
	確保方策	教育保育施設	1,548	2,731	298	1,372	1,670	5,949	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,475	298	1,372	1,670	4,145
			幼稚園・認定こども園（1号）	562	94	-	-	-	656
			私学助成を受ける幼稚園	986	162	-	-	-	1,148
		地域型保育事業	-	-	54	191	245	245	
		認可外保育施設等	-	0	41	99	140	140	
合計		1,548	2,731	393	1,662	2,055	6,334		
令和7（2025）	量の見込み		1,440	2,546	407	1,728	2,135	6,121	
	確保方策	教育保育施設	1,440	2,797	308	1,392	1,700	5,937	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,545	308	1,392	1,700	4,245
			幼稚園・認定こども園（1号）	474	84	-	-	-	558
			私学助成を受ける幼稚園	966	168	-	-	-	1,134
		地域型保育事業	-	-	54	191	245	245	
		認可外保育施設等	-	0	45	145	190	190	
合計		1,440	2,797	407	1,728	2,135	6,372		
令和8（2026）	量の見込み		1,334	2,534	423	1,798	2,221	6,089	
	確保方策	教育保育施設	1,334	2,822	318	1,497	1,815	5,971	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,575	318	1,497	1,815	4,390
			幼稚園・認定こども園（1号）	439	82	-	-	-	521
			私学助成を受ける幼稚園	895	165	-	-	-	1,060
		地域型保育事業	-	-	54	191	245	245	
		認可外保育施設等	-	0	51	110	161	161	
合計		1,334	2,822	423	1,798	2,221	6,377		

※令和4(2022)年度以降は、幼稚園及び認定こども園（1号）を利用する新2号認定の児童数を2号の量の見込みとして推計しています。

（参考）各認定区分のニーズ割合（各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合）（単位：％）

	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)	3号 (0歳)	3号 (1～2歳)	3号 (合計)
令和4(2022)年4月	37.8	54.7	25.8	54.0	44.9
令和5(2023)年4月	36.4	56.3	26.5	56.0	46.1
令和6(2024)年4月	35.1	58.0	27.2	57.8	47.6
令和7(2025)年4月	33.8	59.7	28.0	59.8	49.1
令和8(2026)年4月	32.3	61.4	28.8	61.8	50.7

■幸区

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		合計	
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		小計
令和3 (2021) (実績)	教育保育施設		2,107	2,478	358	1,562	1,920	6,505
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,478	358	1,562	1,920	4,398
		幼稚園・認定こども園（1号）	191	0	-	-	-	191
		私学助成を受ける幼稚園	1,916	0	-	-	-	1,916
	地域型保育事業		-	-	25	119	144	144
	認可外保育施設等		-	130	22	155	177	307
	合計		2,107	2,608	405	1,836	2,241	6,956
令和4 (2022)	量の見込み		1,762	2,922	472	1,984	2,456	7,140
	教育保育施設		1,762	2,836	336	1,474	1,810	6,408
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,612	336	1,474	1,810	4,422
		幼稚園・認定こども園（1号）	119	15	-	-	-	134
		私学助成を受ける幼稚園	1,643	209	-	-	-	1,852
	地域型保育事業		-	-	48	159	207	207
	認可外保育施設等		-	86	88	351	439	525
合計		1,762	2,922	472	1,984	2,456	7,140	
令和5 (2023)	量の見込み		1,632	2,982	526	2,022	2,548	7,162
	教育保育施設		1,632	3,014	357	1,551	1,908	6,554
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,792	357	1,551	1,908	4,700
		幼稚園・認定こども園（1号）	110	15	-	-	-	125
		私学助成を受ける幼稚園	1,522	207	-	-	-	1,729
	地域型保育事業		-	-	48	159	207	207
	認可外保育施設等		-	0	121	312	433	433
合計		1,632	3,014	526	2,022	2,548	7,194	

※令和4(2022)年度以降は、幼稚園及び認定こども園（1号）を利用する新2号認定の児童数を2号の量の見込みとして推計しています。

第6章（各種計画の量の見込みと確保方策）

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		合計		
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		小計	
令和6(2024)	量の見込み		1,512	3,051	544	2,150	2,694	7,257	
	確保方策	教育保育施設	1,512	3,105	363	1,655	2,018	6,635	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,885	363	1,655	2,018	4,903
			幼稚園・認定こども園（1号）	102	15	-	-	-	117
			私学助成を受ける幼稚園	1,410	205	-	-	-	1,615
		地域型保育事業	-	-	48	159	207	207	
		認可外保育施設等	-	0	133	336	469	469	
合計		1,512	3,105	544	2,150	2,694	7,311		
令和7(2025)	量の見込み		1,369	3,066	565	2,314	2,879	7,314	
	確保方策	教育保育施設	1,369	3,158	383	1,817	2,200	6,727	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,945	383	1,817	2,200	5,145
			幼稚園・認定こども園（1号）	92	15	-	-	-	107
			私学助成を受ける幼稚園	1,277	198	-	-	-	1,475
		地域型保育事業	-	-	48	159	207	207	
		認可外保育施設等	-	0	134	338	472	472	
合計		1,369	3,158	565	2,314	2,879	7,406		
令和8(2026)	量の見込み		1,287	3,210	584	2,405	2,989	7,486	
	確保方策	教育保育施設	1,287	3,241	403	1,847	2,250	6,778	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	3,029	403	1,847	2,250	5,279
			幼稚園・認定こども園（1号）	86	15	-	-	-	101
			私学助成を受ける幼稚園	1,201	197	-	-	-	1,398
		地域型保育事業	-	-	48	159	207	207	
		認可外保育施設等	-	0	133	399	532	532	
合計		1,287	3,241	584	2,405	2,989	7,517		

※令和4(2022)年度以降は、幼稚園及び認定こども園（1号）を利用する新2号認定の児童数を2号の量の見込みとして推計しています。

（参考）各認定区分のニーズ割合（各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対する量の見込みの割合）（単位：％）

	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)	3号 (0歳)	3号 (1～2歳)	3号 (合計)
令和4(2022)年4月	36.0	59.6	30.3	61.1	51.1
令和5(2023)年4月	33.8	61.8	31.2	63.3	52.2
令和6(2024)年4月	31.7	63.9	32.2	65.5	54.2
令和7(2025)年4月	29.5	66.1	33.2	67.7	56.2
令和8(2026)年4月	27.3	68.1	34.1	70.0	58.1

■中原区

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		合計	
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		小計
令和3 (2021) (実績)	教育保育施設		2,918	3,903	477	2,493	2,970	9,791
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	3,903	477	2,493	2,970	6,873
		幼稚園・認定こども園（1号）	180	0	-	-	-	180
		私学助成を受ける幼稚園	2,738	0	-	-	-	2,738
	地域型保育事業		-	-	15	117	132	132
	認可外保育施設等		-	354	41	401	442	796
合計		2,918	4,257	533	3,011	3,544	10,719	
令和4 (2022)	量の見込み		2,377	4,691	600	3,184	3,784	10,852
	教育保育施設		2,377	5,057	597	2,736	3,333	10,767
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	4,732	597	2,736	3,333	8,065
		幼稚園・認定こども園（1号）	364	50	-	-	-	414
		私学助成を受ける幼稚園	2,013	275	-	-	-	2,288
	地域型保育事業		-	-	59	146	205	205
認可外保育施設等		-	0	0	302	302	302	
合計		2,377	5,057	656	3,184	3,840	11,274	
令和5 (2023)	量の見込み		2,137	4,718	624	3,173	3,797	10,652
	教育保育施設		2,137	4,984	585	2,713	3,298	10,419
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	4,672	585	2,713	3,298	7,970
		幼稚園・認定こども園（1号）	327	48	-	-	-	375
		私学助成を受ける幼稚園	1,810	264	-	-	-	2,074
	地域型保育事業		-	-	59	165	224	224
認可外保育施設等		-	0	0	295	295	295	
合計		2,137	4,984	644	3,173	3,817	10,938	

※令和4(2022)年度以降は、幼稚園及び認定こども園（1号）を利用する新2号認定の児童数を2号の量の見込みとして推計しています。

第6章（各種計画の量の見込みと確保方策）

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		合計		
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		小計	
令和6（2024）	量の見込み		1,897	4,704	629	3,272	3,901	10,502	
	確保方策	教育保育施設	1,897	5,025	582	2,756	3,338	10,260	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	4,732	582	2,756	3,338	8,070
			幼稚園・認定こども園（1号）	290	45	-	-	-	335
			私学助成を受ける幼稚園	1,607	248	-	-	-	1,855
		地域型保育事業	-	-	59	165	224	224	
		認可外保育施設等	-	0	0	351	351	351	
合計		1,897	5,025	641	3,272	3,913	10,835		
令和7（2025）	量の見込み		1,697	4,755	638	3,451	4,089	10,541	
	確保方策	教育保育施設	1,697	5,078	582	2,889	3,471	10,246	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	4,798	582	2,889	3,471	8,269
			幼稚園・認定こども園（1号）	259	43	-	-	-	302
			私学助成を受ける幼稚園	1,438	237	-	-	-	1,675
		地域型保育事業	-	-	59	165	224	224	
		認可外保育施設等	-	0	0	397	397	397	
合計		1,697	5,078	641	3,451	4,092	10,867		
令和8（2026）	量の見込み		1,533	4,883	649	3,588	4,237	10,653	
	確保方策	教育保育施設	1,533	5,135	582	3,040	3,622	10,290	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	4,868	582	3,040	3,622	8,490
			幼稚園・認定こども園（1号）	226	40	-	-	-	266
			私学助成を受ける幼稚園	1,307	227	-	-	-	1,534
		地域型保育事業	-	-	59	184	243	243	
		認可外保育施設等	-	0	8	364	372	372	
合計		1,533	5,135	649	3,588	4,237	10,905		

※令和4(2022)年度以降は、幼稚園及び認定こども園（1号）を利用する新2号認定の児童数を2号の量の見込みとして推計しています。

（参考）各認定区分の二一ズ割合（各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合）（単位：％）

	1号 （3～5歳）	2号 （3～5歳）	3号 （0歳）	3号 （1～2歳）	3号 （合計）
令和4(2022)年4月	32.4	63.9	24.5	65.4	51.7
令和5(2023)年4月	30.0	66.2	24.3	67.2	52.1
令和6(2024)年4月	27.6	68.4	24.2	68.7	53.0
令和7(2025)年4月	25.3	70.8	24.1	70.4	54.2
令和8(2026)年4月	22.9	73.1	24.1	72.1	55.2

■高津区

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		合計	
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		小計
令和3 (2021) (実績)	教育保育施設		2,540	3,010	352	1,850	2,202	7,752
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	3,010	352	1,850	2,202	5,212
		幼稚園・認定こども園（1号）	516	-	-	-	-	516
		私学助成を受ける幼稚園	2,024	-	-	-	-	2,024
	地域型保育事業		-	-	32	178	210	210
	認可外保育施設等		-	211	26	222	248	459
合計		2,540	3,221	410	2,250	2,660	8,241	
令和4 (2022)	量の見込み		1,957	3,595	467	2,330	2,797	8,349
	教育保育施設		1,957	3,436	351	1,878	2,229	7,622
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	3,096	351	1,878	2,229	5,325
		幼稚園・認定こども園（1号）	374	65	-	-	-	439
		私学助成を受ける幼稚園	1,583	275	-	-	-	1,858
	地域型保育事業		-	-	63	199	262	262
認可外保育施設等		-	159	53	253	306	465	
合計		1,957	3,595	467	2,330	2,797	8,349	
令和5 (2023)	量の見込み		1,736	3,575	467	2,304	2,771	8,082
	教育保育施設		1,736	3,529	357	1,768	2,125	7,390
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	3,210	357	1,768	2,125	5,335
		幼稚園・認定こども園（1号）	331	62	-	-	-	393
		私学助成を受ける幼稚園	1,405	257	-	-	-	1,662
	地域型保育事業		-	-	63	199	262	262
認可外保育施設等		-	46	47	337	384	430	
合計		1,736	3,575	467	2,304	2,771	8,082	

※令和4(2022)年度以降は、幼稚園及び認定こども園（1号）を利用する新2号認定の児童数を2号の量の見込みとして推計しています。

第6章（各種計画の量の見込みと確保方策）

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		合計		
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		小計	
令和6(2024)	量の見込み		1,497	3,473	474	2,343	2,817	7,787	
	確保方策	教育保育施設	1,497	3,601	357	1,826	2,183	7,281	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	3,312	357	1,826	2,183	5,495
			幼稚園・認定こども園（1号）	286	56	-	-	-	342
			私学助成を受ける幼稚園	1,211	233	-	-	-	1,444
		地域型保育事業	-	-	63	199	262	262	
		認可外保育施設等	-	0	54	318	372	372	
合計		1,497	3,601	474	2,343	2,817	7,915		
令和7(2025)	量の見込み		1,295	3,414	481	2,421	2,902	7,611	
	確保方策	教育保育施設	1,295	3,654	360	1,932	2,292	7,241	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	3,390	360	1,932	2,292	5,682
			幼稚園・認定こども園（1号）	248	51	-	-	-	299
			私学助成を受ける幼稚園	1,047	213	-	-	-	1,260
		地域型保育事業	-	-	63	218	281	281	
		認可外保育施設等	-	0	58	271	329	329	
合計		1,295	3,654	481	2,421	2,902	7,851		
令和8(2026)	量の見込み		1,124	3,381	492	2,518	3,010	7,515	
	確保方策	教育保育施設	1,124	3,666	360	2,102	2,462	7,252	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	3,426	360	2,102	2,462	5,888
			幼稚園・認定こども園（1号）	215	47	-	-	-	262
			私学助成を受ける幼稚園	909	193	-	-	-	1,102
		地域型保育事業	-	-	63	218	281	281	
		認可外保育施設等	-	0	69	198	267	267	
合計		1,124	3,666	492	2,518	3,010	7,800		

※令和4(2022)年度以降は、幼稚園及び認定こども園（1号）を利用する新2号認定の児童数を2号の量の見込みとして推計しています。

（参考）各認定区分の二一割割合（各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合）（単位：％）

	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)	3号 (0歳)	3号 (1～2歳)	3号 (合計)
令和4(2022)年4月	33.5	61.6	26.4	63.2	51.3
令和5(2023)年4月	31.0	63.9	26.8	66.0	53.0
令和6(2024)年4月	28.5	66.2	27.2	68.7	54.7
令和7(2025)年4月	26.0	68.5	27.5	71.5	56.5
令和8(2026)年4月	23.5	70.7	27.9	74.3	58.4

■宮前区

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		合計	
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		小計
令和3 (2021) (実績)	教育保育施設		3,468	2,836	305	1,688	1,993	8,297
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,836	305	1,688	1,993	4,829
		幼稚園・認定こども園（1号）	1,137	0	-	-	-	1,137
		私学助成を受ける幼稚園	2,331	0	-	-	-	2,331
	地域型保育事業		-	-	20	127	147	147
	認可外保育施設等		-	172	13	226	239	411
合計		3,468	3,008	338	2,041	2,379	8,855	
令和4 (2022)	量の見込み		2,826	3,400	393	2,153	2,546	8,772
	教育保育施設		2,826	3,264	366	1,736	2,102	8,192
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,864	366	1,736	2,102	4,966
		幼稚園・認定こども園（1号）	586	84	-	-	-	670
		私学助成を受ける幼稚園	2,240	316	-	-	-	2,556
	地域型保育事業		-	-	34	103	137	137
認可外保育施設等		-	136	0	314	314	450	
合計		2,826	3,400	400	2,153	2,553	8,779	
令和5 (2023)	量の見込み		2,621	3,368	397	2,093	2,490	8,479
	教育保育施設		2,621	3,417	365	1,687	2,052	8,090
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	3,023	365	1,687	2,052	5,075
		幼稚園・認定こども園（1号）	731	110	-	-	-	841
		私学助成を受ける幼稚園	1,890	284	-	-	-	2,174
	地域型保育事業		-	-	34	103	137	137
認可外保育施設等		-	0	0	303	303	303	
合計		2,621	3,417	399	2,093	2,492	8,530	

※令和4(2022)年度以降は、幼稚園及び認定こども園（1号）を利用する新2号認定の児童数を2号の量の見込みとして推計しています。

第6章（各種計画の量の見込みと確保方策）

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		合計		
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		小計	
令和6(2024)	量の見込み		2,397	3,248	406	2,143	2,549	8,194	
	確保方策	教育保育施設	2,397	3,444	365	1,711	2,076	7,917	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	3,059	365	1,711	2,076	5,135
			幼稚園・認定こども園（1号）	668	108	-	-	-	776
			私学助成を受ける幼稚園	1,729	277	-	-	-	2,006
		地域型保育事業	-	-	34	122	156	156	
		認可外保育施設等	-	0	7	310	317	317	
合計		2,397	3,444	406	2,143	2,549	8,390		
令和7(2025)	量の見込み		2,198	3,157	416	2,214	2,630	7,985	
	確保方策	教育保育施設	2,198	3,512	365	1,751	2,116	7,826	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	3,139	365	1,751	2,116	5,255
			幼稚園・認定こども園（1号）	612	105	-	-	-	717
			私学助成を受ける幼稚園	1,586	268	-	-	-	1,854
		地域型保育事業	-	-	34	122	156	156	
		認可外保育施設等	-	0	17	341	358	358	
合計		2,198	3,512	416	2,214	2,630	8,340		
令和8(2026)	量の見込み		2,001	3,065	428	2,300	2,728	7,794	
	確保方策	教育保育施設	2,001	3,539	365	1,913	2,278	7,818	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	3,180	365	1,913	2,278	5,458
			幼稚園・認定こども園（1号）	557	101	-	-	-	658
			私学助成を受ける幼稚園	1,444	258	-	-	-	1,702
		地域型保育事業	-	-	34	122	156	156	
		認可外保育施設等	-	0	29	265	294	294	
合計		2,001	3,539	428	2,300	2,728	8,268		

※令和4(2022)年度以降は、幼稚園及び認定こども園（1号）を利用する新2号認定の児童数を2号の量の見込みとして推計している（参考）各認定区分のニーズ割合（各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合）（単位：％）

	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)	3号 (0歳)	3号 (1～2歳)	3号 (合計)
令和4(2022)年4月	45.3	54.4	23.9	58.1	47.6
令和5(2023)年4月	43.8	56.2	24.6	60.8	49.2
令和6(2024)年4月	42.5	57.5	25.1	63.4	51.1
令和7(2025)年4月	41.1	59.0	25.8	66.1	53.0
令和8(2026)年4月	39.5	60.5	26.5	68.8	55.0

■多摩区

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		合計	
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		小計
令和3 (2021) (実績)	教育保育施設		1,933	2,591	346	1,625	1,971	6,495
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,591	346	1,625	1,971	4,562
		幼稚園・認定こども園（1号）	693	0	-	-	-	693
		私学助成を受ける幼稚園	1,240	0	-	-	-	1,240
	地域型保育事業		-	-	25	90	115	115
	認可外保育施設等		-	124	25	160	185	309
合計		1,933	2,715	396	1,875	2,271	6,919	
令和4 (2022)	量の見込み		1,616	2,979	449	2,009	2,458	7,053
	教育保育施設		1,616	3,114	357	1,663	2,020	6,750
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,932	357	1,663	2,020	4,952
		幼稚園・認定こども園（1号）	619	70	-	-	-	689
		私学助成を受ける幼稚園	997	112	-	-	-	1,109
	地域型保育事業		-	-	38	89	127	127
認可外保育施設等		-	0	54	257	311	311	
合計		1,616	3,114	449	2,009	2,458	7,188	
令和5 (2023)	量の見込み		1,467	3,021	481	2,007	2,488	6,976
	教育保育施設		1,467	3,176	363	1,629	1,992	6,635
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	2,998	363	1,629	1,992	4,990
		幼稚園・認定こども園（1号）	561	69	-	-	-	630
		私学助成を受ける幼稚園	906	109	-	-	-	1,015
	地域型保育事業		-	-	38	89	127	127
認可外保育施設等		-	0	80	289	369	369	
合計		1,467	3,176	481	2,007	2,488	7,131	

※令和4(2022)年度以降は、幼稚園及び認定こども園（1号）を利用する新2号認定の児童数を2号の量の見込みとして推計しています。

第6章（各種計画の量の見込みと確保方策）

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		合計		
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		小計	
令和6（2024）	量の見込み		1,334	3,069	493	2,104	2,597	7,000	
	確保方策	教育保育施設	1,334	3,242	373	1,780	2,153	6,729	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	3,069	373	1,780	2,153	5,222
			幼稚園・認定こども園（1号）	510	67	-	-	-	577
			私学助成を受ける幼稚園	824	106	-	-	-	930
		地域型保育事業	-	-	38	89	127	127	
		認可外保育施設等	-	0	82	235	317	317	
合計		1,334	3,242	493	2,104	2,597	7,173		
令和7（2025）	量の見込み		1,181	3,060	505	2,250	2,755	6,996	
	確保方策	教育保育施設	1,181	3,269	383	1,939	2,322	6,772	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	3,105	383	1,939	2,322	5,427
			幼稚園・認定こども園（1号）	452	63	-	-	-	515
			私学助成を受ける幼稚園	729	101	-	-	-	830
		地域型保育事業	-	-	38	108	146	146	
		認可外保育施設等	-	0	84	203	287	287	
合計		1,181	3,269	505	2,250	2,755	7,205		
令和8（2026）	量の見込み		1,067	3,142	516	2,352	2,868	7,077	
	確保方策	教育保育施設	1,067	3,323	403	2,000	2,403	6,793	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	3,165	403	2,000	2,403	5,568
			幼稚園・認定こども園（1号）	408	61	-	-	-	469
			私学助成を受ける幼稚園	659	97	-	-	-	756
		地域型保育事業	-	-	38	108	146	146	
		認可外保育施設等	-	0	75	244	319	319	
合計		1,067	3,323	516	2,352	2,868	7,258		

※令和4（2022）年度以降は、幼稚園及び認定こども園（1号）を利用する新2号認定の児童数を2号の量の見込みとして推計しています。

（参考）各認定区分のニーズ割合（各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合）（単位：％）

	1号 （3～5歳）	2号 （3～5歳）	3号 （0歳）	3号 （1～2歳）	3号 （合計）
令和4（2022）年4月	34.1	62.9	27.1	61.5	49.9
令和5（2023）年4月	31.7	65.2	27.4	63.8	50.8
令和6（2024）年4月	29.3	67.5	27.8	66.1	52.4
令和7（2025）年4月	27.0	69.9	28.2	68.5	54.3
令和8（2026）年4月	24.5	72.2	28.6	70.9	56.0

■麻生区

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		合計	
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		小計
令和3 (2021) (実績)	教育保育施設		2,347	1,603	164	953	1,117	5,067
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	1,603	164	953	1,117	2,720
		幼稚園・認定こども園（1号）	344	0	-	-	-	344
		私学助成を受ける幼稚園	2,003	0	-	-	-	2,003
	地域型保育事業		-	1	16	111	127	128
	認可外保育施設等		-	262	14	208	222	484
合計		2,347	1,866	194	1,272	1,466	5,679	
令和4 (2022)	量の見込み		1,867	2,151	239	1,371	1,610	5,628
	教育保育施設		1,867	1,888	160	982	1,142	4,897
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	1,584	160	982	1,142	2,726
		幼稚園・認定こども園（1号）	324	53	-	-	-	377
		私学助成を受ける幼稚園	1,543	251	-	-	-	1,794
	地域型保育事業		-	-	29	111	140	140
認可外保育施設等		-	263	50	278	328	591	
合計		1,867	2,151	239	1,371	1,610	5,628	
令和5 (2023)	量の見込み		1,732	2,144	251	1,372	1,623	5,499
	教育保育施設		1,732	1,999	160	906	1,066	4,797
	内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	1,702	160	906	1,066	2,768
		幼稚園・認定こども園（1号）	440	76	-	-	-	516
		私学助成を受ける幼稚園	1,292	221	-	-	-	1,513
	地域型保育事業		-	-	29	130	159	159
認可外保育施設等		-	145	62	336	398	543	
合計		1,732	2,144	251	1,372	1,623	5,499	

※令和4(2022)年度以降は、幼稚園及び認定こども園（1号）を利用する新2号認定の児童数を2号の量の見込みとして推計しています。

第6章（各種計画の量の見込みと確保方策）

（単位：人）

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号		合計		
			3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳		小計	
令和6(2024)	量の見込み		1,594	2,122	256	1,452	1,708	5,424	
	確保方策	教育保育施設	1,594	2,056	160	1,007	1,167	4,817	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	1,766	160	1,007	1,167	2,933
			幼稚園・認定こども園（1号）	1,017	186	-	-	-	1,203
			私学助成を受ける幼稚園	577	104	-	-	-	681
		地域型保育事業	-	-	29	130	159	159	
		認可外保育施設等	-	66	67	315	382	448	
合計		1,594	2,122	256	1,452	1,708	5,424		
令和7(2025)	量の見込み		1,472	2,114	262	1,530	1,792	5,378	
	確保方策	教育保育施設	1,472	2,132	170	1,038	1,208	4,812	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	1,850	170	1,038	1,208	3,058
			幼稚園・認定こども園（1号）	1,037	199	-	-	-	1,236
			私学助成を受ける幼稚園	435	83	-	-	-	518
		地域型保育事業	-	-	29	130	159	159	
		認可外保育施設等	-	0	63	362	425	425	
合計		1,472	2,132	262	1,530	1,792	5,396		
令和8(2026)	量の見込み		1,361	2,119	268	1,592	1,860	5,340	
	確保方策	教育保育施設	1,361	2,244	180	1,141	1,321	4,926	
		内訳	保育所・認定こども園（2・3号）	-	1,970	180	1,141	1,321	3,291
			幼稚園・認定こども園（1号）	850	172	-	-	-	1,022
			私学助成を受ける幼稚園	511	102	-	-	-	613
		地域型保育事業	-	-	29	130	159	159	
		認可外保育施設等	-	0	59	321	380	380	
合計		1,361	2,244	268	1,592	1,860	5,465		

※令和4(2022)年度以降は、幼稚園及び認定こども園（1号）を利用する新2号認定の児童数を2号の量の見込みとして推計しています。

（参考）各認定区分のニーズ割合（各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合）（単位：%）

	1号 (3～5歳)	2号 (3～5歳)	3号 (0歳)	3号 (1～2歳)	3号 (合計)
令和4(2022)年4月	44.0	50.7	20.2	53.2	42.8
令和5(2023)年4月	41.9	51.9	20.6	55.6	44.1
令和6(2024)年4月	39.9	53.1	21.0	57.8	45.8
令和7(2025)年4月	37.9	54.4	21.5	60.0	47.5
令和8(2026)年4月	35.8	55.7	21.9	62.4	49.3

オ 認定こども園の目標設置数及び設置時期

認定こども園の目標設置数については、市内の私学助成を受ける幼稚園等を対象とした、移行状況調査の結果や、個別移行相談の実施状況を踏まえ、今後の施設数を見込みます。

＜認定こども園設置数＞ (単位：施設数(園))

全市域	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2026) 年度	令和3 (2021) 年度実績
認定こども園	18	20	22	24	14
(うち幼保連携型)	5	5	6	7	5

カ 認可保育所等の受入枠の拡大（川崎市保育所等整備計画）

保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために、市有地活用や民有地活用、民間事業者活用、鉄道事業者活用などの多様な手法により認可保育所、小規模保育事業を整備し、定員枠の拡大を図ります。教育・保育提供区域は、行政区ごととしますが、区境等における利用形態や、生活動線等によっては他区の教育・保育需要をカバーするケースもあるため、整備については、これらの点も考慮したうえで進めていくものとします。

(※) 整備手法について

市有地活用型・・・社会福祉法人等に市有地を貸し付け、当該法人が保育所を整備するもの

民有地活用型・・・社会福祉法人等が用地を確保し、当該法人が保育所を整備するもの

民間事業者活用型・・・保育事業者が賃貸物件を確保し、物件内部を改修することにより保育所を整備するもの

鉄道事業者活用型・・・鉄道事業者が鉄道用地等に建物を整備の上、鉄道事業者が調整した保育事業者に物件を賃貸し、保育事業者が内部を改修することにより保育所を整備するもの

＜認可保育所等の新設による定員枠の拡大目標値＞ (単位：人数(人))

区域	令和4 (2022) 年度整備	令和5 (2023) 年度整備	令和6 (2024) 年度整備	令和7 (2025) 年度整備	4か年度 合計	令和2 (2020) 年度実績
全市	635	570	570	570	2,345	1,200
川崎区	0	0	60	70	130	180
幸区	275	120	120	120	635	160
中原区	▲95	60	70	60	95	380
高津区	70	120	130	60	380	160
宮前区	205	60	60	70	395	160
多摩区	60	140	70	130	400	160
麻生区	120	70	60	60	310	0

認可保育所等の新設によるほか、既存保育所の定員変更や認可外保育施設の認可化等により受入枠の拡大を推進します。

第6章（各種計画の量の見込みと確保方策）

【令和5（2023）年4月に向けた受入枠の拡大（令和4（2022）年度整備）】

事業名	整備区分	定員	整備手法
ひらま・ひらま乳児保育園移築 （中原区⇒幸区）	新築	60人増 （95人⇒155人）	民間保育所移築
坂戸保育園増改築 （高津区）	増改築	10人増 （90人⇒100人）	民間保育所増改築
みやざき保育園増改築 （宮前区）	増改築	25人増 （155人⇒180人）	民間保育所増改築
その他	新築 増改築 改修等	540人	民間事業者活用型、民間事業者自主整備型等
認可保育所等の新築・増改築・改修 による定員増計		635人	
既設保育所の定員変更、認可外保育施設 の認可化及び地域型保育事業等による 受入枠の拡大		332人	
受入枠拡大 合計		967人	
事業費（概算）		1,602百万円	

【令和6（2024）年4月に向けた受入枠の拡大（令和5（2023）年度整備）】

事業名	整備区分	定員	整備手法
ひばり保育園増改築 （多摩区）	増改築	10人増 （120人⇒130人）	民間保育所増改築
南いくた保育園増改築 （多摩区）	増改築	10人増 （90人⇒100人）	民間保育所増改築
社会福祉法人横浜悠久会白鳥保育園増 改築 （麻生区）	増改築	10人増 （120人⇒130人）	民間保育所増改築
その他	新築 増改築 改修等	540人	民間事業者活用型、民間事業者自主整備型等
認可保育所等の新築・増改築・改修 による定員増計		570人	
既設保育所の定員変更、認可外保育施設 の認可化及び地域型保育事業等による 受入枠の拡大		278人	
受入枠拡大 合計		848人	
事業費（概算）		1,823百万円	

【令和7（2025）年4月に向けた受入枠の拡大（令和6（2024）年度整備）】

事業名	定員
認可保育所等の新築・増改築・改修による定員増計	570人
既設保育所の定員変更、認可外保育施設の認可化及び地域型保育事業等による受入枠の拡大	248人
受入枠拡大 合計	818人
事業費（概算）	2,076百万円

【令和8（2026）年4月に向けた受入枠の拡大（令和7（2025）年度整備）】

事業名	定員
認可保育所等の新築・増改築・改修による定員増計	570人
既設保育所の定員変更、認可外保育施設の認可化及び地域型保育事業等による受入枠の拡大	199人
受入枠拡大 合計	769人
事業費（概算）	2,060百万円



（6）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

本市においては、地域子ども・子育て支援事業ごとに提供区域を設定し、計画期間中の各年度の「量の見込み」と「確保方策」を設定します。

ア 妊婦健康診査

施策の方向性 I 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施 策 2 「子どものすこやかな成長の促進」

事 業（1）妊婦・乳幼児健康診査事業

② 妊婦健康診査の費用の一部助成の実施

事業概要	安心・安全に出産を迎えるために、妊婦が定期的に医療機関で健康診査を受ける際に、費用の一部を公費負担する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	推計妊娠届出数（推計出生数に過去の実績から算出した出生数と妊娠届出数の割合を乗じて算出）に妊婦健康診査の推計延べ受診回数（妊婦健康診査受診回数÷妊娠届出数の過去平均）を乗じて、年間延べ受診回数を見込みます。
確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 実績と同程度の量を見込んでいるため現行の体制を維持し、年間を通して、対象となる妊婦健康診査の受診費用に対して、補助券の利用により費用の一部を公費負担していきます。 ● 母子保健情報システムの活用により、対象者の状況を的確に把握し、受診勧奨や保健指導を行うとともに、医療機関との連携を強化し、妊娠期の保健の向上を図ります。 ● 実施体制・機関：市内委託医療機関、市外協力医療機関

（単位：※1 年間延べ受診回数（回）、※2 人数（人）、※3 件数（件））

全市域	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和2 (2020) 年度実績
量の見込み ※1	142,335	146,343	147,134	148,243	-
確保方策 ※1	142,335	146,343	147,134	148,243	155,597
(参考) 推計出生数 ※2	11,686	12,015	12,080	12,171	12,939
(参考) 推計妊娠 届出数※3	12,270	12,616	12,684	12,780	13,452

イ 乳児家庭全戸訪問事業

施策の方向性 1 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策 2 「子どものすこやかな成長の促進」

事業 (2) 母子保健指導・相談事業

④ 新生児訪問及びこんにちは赤ちゃん訪問の実施

事業概要	<p>「新生児訪問（未熟児訪問含む）」又は「こんにちは赤ちゃん訪問」により乳児家庭を全戸訪問する事業です。</p> <p>●新生児訪問 原則生後60日までの赤ちゃんのいる家庭に職員や訪問指導員（保健師・助産師・看護師）が伺い、赤ちゃんの体重測定、母子の健康状態の確認や育児についての相談を受ける事業です。</p> <p>●こんにちは赤ちゃん訪問 概ね生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭に子育て家庭と地域とのつながりを作るため、各区地域みまもり支援センターが主催する研修を受けて登録された地域の方が訪問員として伺い、身近な子育て支援情報等を届ける事業です。</p>
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	0歳児の将来人口推計に、過去の実績を踏まえ、長期里帰りや長期入院など訪問が困難な家庭を除いた訪問率を乗じて、訪問件数を見込みます。
確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● こんにちは赤ちゃん訪問事業の登録訪問員の養成・拡大を図り、地域における日ごろの声掛けや子育て家庭の認知につなげていきます。 ● 長期里帰り中や子どもが入院中などで訪問できていない家庭について、母子保健情報管理システムの活用により、世帯状況の把握を効果的に行い、必要な支援につなげていきます。 ● 訪問に繋がりにくい外国人の方に対して、通訳を活用して訪問の趣旨等をお伝えすることにより訪問率の向上を図ります。 ● 訪問に従事する職員及び登録訪問員への研修内容を充実し、現状の体制を維持し、需要見込みに対応できる体制を確保します。 <p style="text-align: center;">実施体制：訪問指導員登録数 68人（令和3(2021)年4月1日現在） 登録訪問員登録数 835人（令和3(2021)年4月1日現在）</p> <p>実施機関：各区地域みまもり支援センター</p>

（単位：訪問件数（件））

区域		令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和2 (2020) 年度実績
川崎区	量の見込み	1,345	1,351	1,359	1,371	-
	確保方策	1,345	1,351	1,359	1,371	1,463
幸区	量の見込み	1,468	1,587	1,599	1,603	-
	確保方策	1,468	1,587	1,599	1,603	1,549
中原区	量の見込み	2,307	2,415	2,445	2,490	-
	確保方策	2,307	2,415	2,445	2,490	2,493
高津区	量の見込み	1,664	1,642	1,642	1,647	-
	確保方策	1,664	1,642	1,642	1,647	1,807
宮前区	量の見込み	1,548	1,523	1,521	1,519	-
	確保方策	1,548	1,523	1,521	1,519	1,653
多摩区	量の見込み	1,561	1,652	1,669	1,685	-
	確保方策	1,561	1,652	1,669	1,685	1,748
麻生区	量の見込み	1,116	1,147	1,148	1,150	-
	確保方策	1,116	1,147	1,148	1,150	1,181
全市	量の見込み	11,008	11,318	11,385	11,465	-
	確保方策	11,008	11,318	11,385	11,465	11,894

ウ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

施策の方向性 Ⅲ 「支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実」

施策 策 7 「子どもが安心して暮らせる支援体制づくり」

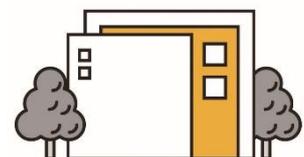
事業 業（1）児童虐待防止対策事業

④ 地域の見守り体制の構築・充実

事業概要	保護者の病気や出産、育児疲れ、看護疲れ、冠婚葬祭、出張、事故等により、家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に、原則7日以内で子どもを預かる事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	現在の実施体制になった平成29（2017）年度以降の利用実績を踏まえ、年間延べ利用人数を見込みます。
確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 2か所の乳児院、4か所の児童養護施設において事業を継続実施します。 ● 市民がより利用しやすいよう、宿泊を伴うショートステイ、日帰りで利用するデイスティを実施します。

（単位：年間延べ利用人数（人））

全市域	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和2 (2020) 年度実績
量の見込み	3,650	3,700	3,750	3,800	-
確保方策	3,650	3,700	3,750	3,800	2,703



Ⅱ 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

（ア）専門的相談支援

施策の方向性 Ⅰ 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策 2 「子どものすこやかな成長の促進」

事業 (2) 母子保健指導・相談事業

⑤ 養育支援訪問（乳幼児訪問指導の実施）

事業概要	育児ストレス、育児困難、産後うつ状態等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭など、養育支援が必要となっている家庭に対し、保健師等による専門的な指導助言等を訪問により実施する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	児童虐待相談・通告件数の増加に伴って支援が必要な家庭の割合も増加するものと見込み、就学前児童数の将来人口推計をもとに、過去の実績と増加の見込みを踏まえて、就学前児童数に対する養育支援訪問件数を乗じて見込みます。
確保方策の考え方	母子保健情報管理システムを活用し、要支援家庭の早期の把握に努め、医療機関との連携や周産期の支援強化、乳児家庭訪問の充実等により、支援が必要な家庭への的確な支援を行います。

（単位：年間延べ利用人数（人））

全市域	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和2 (2020) 年度実績
量の見込み	2,077	2,097	2,129	2,176	-
確保方策	2,077	2,097	2,129	2,176	1,966

（イ）育児・家事援助

施策の方向性 Ⅲ 「支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実」

施策 7 「子どもが安心して暮らせる支援体制づくり」

事業 (2) 児童相談所運営事業

① 特定妊婦、要支援・要保護児童に対する迅速かつ的確な対応の推進

事業概要	児童相談所で把握した養育支援が必要な家庭に対し、子育て経験者やヘルパー等の派遣を行い、育児・家事援助の支援を実施する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	児童虐待相談・通告件数の増加や個々のケースが抱える背景・課題が複雑化している状況を踏まえ、今後も支援が必要な家庭は増加するものと見込み、近年の事業実績を勘案し量を見込みます。
確保方策の考え方	今後も児童虐待相談・通告件数の増加が見込まれ、要支援家庭等に対してより充実した支援を行う必要があるため、要支援家庭等の早期の把握に努め、支援が必要な家庭への的確な支援を行います。

（単位：訪問件数（件））

全市域	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和2 (2020) 年度実績
量の見込み	66	90	114	138	-
確保方策	66	90	114	138	3

（ウ）子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

施策の方向性 Ⅲ 「支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実」

施 策 7 「子どもが安心して暮らせる支援体制づくり」

事 業（1）児童虐待防止対策事業

② 要保護児童対策地域協議会の運営体制の充実

事業概要	要保護児童の適切な保護や要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関等により構成される要保護児童対策地域協議会を開催するとともに、活動内容の充実に向けた支援を進めます。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	要保護児童対策地域協議会個別支援会議（「個別支援会議」）の実施回数については、児童虐待相談・通告件数の増加や個々のケースが抱える背景・課題が複雑化している状況を踏まえ、今後も支援が必要な家庭は増加するものと見込み、近年の事業実績を勘案し量を見込みます。
確保方策の考え方	全市域で、要保護児童の適切な保護や要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を実施するため、関係機関等が具体的な支援内容や役割分担を確認できるよう、個別支援会議を開催するとともに関係機関相互の適切な連携を図ります。

（単位：開催回数（回））

全市域	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和2 (2020) 年度実績
量の見込み	810	860	910	960	-
確保方策	810	860	910	960	710



才 病児・病後児保育事業

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 (5) 認可外保育施設等支援事業

③ 病児・病後児保育事業の実施

事業概要	就学前の乳幼児が病気やその回復期のため集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭での保育を行うことができない場合に、一時的に預かる事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	保育需要の高まりに伴い、本事業の利用ニーズも増加すると考えられますが、疾病の流行に影響される要素もあり、過去の利用実績等を踏まえて量を見込みます。
確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 各区1か所で事業を実施します。 ● 既存の病後児保育施設（幸区、高津区、多摩区）については、病児保育施設に移行していくことを検討します。

（単位：年間延べ利用人数（人））

区域		令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和2 (2020) 年度実績
川崎区	量の見込み	927	896	872	861	-
	確保方策	927	896	872	861	230
幸区	量の見込み	971	971	975	976	-
	確保方策	971	971	975	976	190
中原区	量の見込み	1,173	1,154	1,139	1,141	-
	確保方策	1,173	1,154	1,139	1,141	355
高津区	量の見込み	790	758	728	708	-
	確保方策	790	758	728	708	264
宮前区	量の見込み	1,043	994	957	929	-
	確保方策	1,043	994	957	929	200
多摩区	量の見込み	1,450	1,430	1,425	1,418	-
	確保方策	1,450	1,430	1,425	1,418	331
麻生区	量の見込み	640	625	618	612	-
	確保方策	640	625	618	612	167
全市	量の見込み	6,994	6,828	6,714	6,645	-
	確保方策	6,994	6,828	6,714	6,645	1,737

カ 利用者支援事業

（ア）基本型

施策の方向性 I 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策 1 「子育てを社会全体で支える取組の推進」

事業（4）地域子育て支援事業

① 地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援等の実施

事業概要	保育・子育て総合支援センター内の地域子育て支援センターにおいて、子育て家庭等に対し、相談支援等の実施や地域における子育て支援のネットワークに基づく支援を実施する事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	保育と子育ての一体的な事業推進拠点である保育・子育て総合支援センター内の地域子育て支援センターにおいて実施するものとして見込みます。
確保方策の考え方	順次、設置を進めている各区保育・子育て総合支援センターに、専門の職員を配置して事業を実施します。

（単位：実施か所数（か所））

区域		令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和2 (2020) 年度実績
川崎区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	0
幸区	量の見込み	0	0	0	0	-
	確保方策	0	0	0	0	0
中原区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	0
高津区	量の見込み	0	0	0	0	-
	確保方策	0	0	0	0	0
宮前区	量の見込み	0	1	1	1	-
	確保方策	0	1	1	1	0
多摩区	量の見込み	0	0	1	1	-
	確保方策	0	0	1	1	0
麻生区	量の見込み	0	0	0	0	-
	確保方策	0	0	0	0	0
全市	量の見込み	2	3	4	4	-
	確保方策	2	3	4	4	0

（イ）特定型

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業（1）待機児童対策事業

① 区役所における保育所入所相談、コーディネートなどのきめ細やかな利用者支援の実施

事業概要	教育・保育施設や地域の子育て支援事業に係る情報の収集・管理・提供、相談等を行う事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	身近な各区地域みまもり支援センター等で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談支援等を行うものとして見込みます。
確保方策の考え方	引き続き、各区役所地域みまもり支援センター7か所及び川崎区の健康福祉ステーション2か所の合計9か所に、専門の職員を配置して事業を実施します。

（単位：実施か所数（か所））

区域		令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和2 (2020) 年度実績
川崎区	量の見込み	3	3	3	3	-
	確保方策	3	3	3	3	3
幸区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1
中原区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1
高津区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1
宮前区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1
多摩区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1
麻生区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1
全市	量の見込み	9	9	9	9	-
	確保方策	9	9	9	9	9

（ウ）母子保健型

施策の方向性 1 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施 策 2 「子どものすこやかな成長の促進」

事 業（2）母子保健指導・相談事業

② 各区地域みまもり支援センターにおける母子健康手帳の交付・相談の実施

事業概要	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援のため、妊娠届出時に、母子健康手帳交付とともに、保健師や母子保健コーディネーターが全数面談を行い、より早期に支援の必要な家庭を把握し、継続的な支援を実施します。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	妊娠届出を受け付ける各区地域みまもり支援センター等で、母子健康手帳の交付や相談支援等を行うものとして見込みます。
確保方策の考え方	各区役所地域みまもり支援センター7か所及び川崎区の健康福祉ステーション2か所の合計9か所に、母子保健コーディネーターを配置して事業を実施します。

（単位：実施か所数（か所））

区域		令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和2 (2020) 年度実績
川崎区	量の見込み	3	3	3	3	-
	確保方策	3	3	3	3	3
幸区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1
中原区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1
高津区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1
宮前区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1
多摩区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1
麻生区	量の見込み	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1
全市	量の見込み	9	9	9	9	-
	確保方策	9	9	9	9	9

キ 延長保育事業

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 (3) 民間保育所運営事業

③ 延長保育の推進

事業概要	保育所等において、保護者の勤務時間や通勤時間などの事情により通常の開所時間では送り迎えが困難な場合に、その開所時間等の前後において延長して保育を実施する事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	令和3（2021）年度の月間実利用見込み人数をもとに、今後の保育所等の利用者数の増加見込みも踏まえ、利用者数を見込みます。
確保方策の考え方	保育所、認定こども園及び地域型保育事業での延長保育事業の実施施設の拡充を推進します。

（単位：月間実利用人数（人））

区域		令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和2 (2020) 年度実績
川崎区	量の見込み	1,698	1,703	1,719	1,749	-
	確保方策	1,698	1,703	1,719	1,749	762
幸区	量の見込み	1,586	1,591	1,606	1,633	-
	確保方策	1,586	1,591	1,606	1,633	768
中原区	量の見込み	3,466	3,476	3,510	3,571	-
	確保方策	3,466	3,476	3,510	3,571	1,666
高津区	量の見込み	2,387	2,394	2,417	2,459	-
	確保方策	2,387	2,394	2,417	2,459	1,185
宮前区	量の見込み	2,029	2,035	2,055	2,091	-
	確保方策	2,029	2,035	2,055	2,091	936
多摩区	量の見込み	1,999	2,005	2,025	2,061	-
	確保方策	1,999	2,005	2,025	2,061	1,003
麻生区	量の見込み	1,081	1,084	1,094	1,113	-
	確保方策	1,081	1,084	1,094	1,113	573
全市	量の見込み	14,246	14,288	14,426	14,677	-
	確保方策	14,246	14,288	14,426	14,677	6,893

ク 放課後児童健全育成事業

施策の方向性 I 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策 2 「子どものすこやかな成長の促進」

事業 (6) わくわくプラザ事業

① わくわくプラザ事業の実施

事業概要	放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象として、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業です。本市においては、全小学生を対象とするわくわくプラザ事業で放課後児童健全育成事業と放課後子供教室を一体的に実施しています。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	小学校長期推計※の在校児童数と放課後児童健全育成事業の「対象児童の数」の実績をもとに見込みます。 ※児童、生徒数等の長期推計
確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に基づく専用区画面積については、学校等と調整し、確保します。 ● 必要な人員確保に向けて、放課後児童支援員の資格取得を積極的に支援するとともに、キャリアアップ処遇改善事業等の実施により、職員の質の向上を図ります。

(単位：対象児童の数(人))

区域		令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和2 (2020) 年4月実績
川崎区	量の見込み	1,376	1,485	1,588	1,665	-
	小学校1年生	501	543	585	615	-
	小学校2年生	486	523	557	587	-
	小学校3年生	263	286	304	315	-
	小学校4年生	86	93	98	103	-
	小学校5年生	26	26	28	29	-
	小学校6年生	14	14	16	16	-
確保方策	1,376	1,485	1,588	1,665	1,141	
幸区	量の見込み	1,384	1,570	1,776	1,945	-
	小学校1年生	588	672	760	829	-
	小学校2年生	438	497	564	620	-
	小学校3年生	252	283	321	352	-
	小学校4年生	73	82	92	102	-
	小学校5年生	24	26	29	32	-
	小学校6年生	9	10	10	10	-
確保方策	1,384	1,570	1,776	1,945	1,163	
中原区	量の見込み	1,934	2,150	2,350	2,525	-
	小学校1年生	813	902	976	1,048	-
	小学校2年生	649	728	803	865	-
	小学校3年生	322	357	392	421	-
	小学校4年生	108	120	130	143	-
	小学校5年生	32	32	37	36	-
	小学校6年生	10	11	12	12	-
確保方策	1,934	2,150	2,350	2,525	1,636	

第6章（各種計画の量の見込みと確保方策）

区域		令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和2 (2020) 年4月実績
高津区	量の見込み	1,838	1,997	2,161	2,300	-
	小学校1年生	784	854	925	987	-
	小学校2年生	599	653	708	754	-
	小学校3年生	302	327	354	378	-
	小学校4年生	107	116	122	129	-
	小学校5年生	33	33	38	38	-
	小学校6年生	13	14	14	14	-
確保方策	1,838	1,997	2,161	2,300	1,431	
宮前区	量の見込み	1,658	1,821	1,967	2,102	-
	小学校1年生	700	767	829	884	-
	小学校2年生	491	538	586	630	-
	小学校3年生	282	310	335	355	-
	小学校4年生	140	153	164	177	-
	小学校5年生	33	41	41	44	-
	小学校6年生	12	12	12	12	-
確保方策	1,658	1,821	1,967	2,102	1,292	
多摩区	量の見込み	1,304	1,430	1,535	1,651	-
	小学校1年生	533	584	630	680	-
	小学校2年生	391	432	464	498	-
	小学校3年生	247	268	290	308	-
	小学校4年生	89	98	102	113	-
	小学校5年生	34	37	38	41	-
	小学校6年生	10	11	11	11	-
確保方策	1,304	1,430	1,535	1,651	1,062	
麻生区	量の見込み	965	978	986	994	-
	小学校1年生	398	406	408	412	-
	小学校2年生	278	280	282	282	-
	小学校3年生	183	188	190	192	-
	小学校4年生	67	66	68	70	-
	小学校5年生	28	27	29	29	-
	小学校6年生	11	11	9	9	-
確保方策	965	978	986	994	791	
全市域		令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和2 (2020) 年4月実績
全市	量の見込み	10,459	11,431	12,363	13,182	-
	小学校1年生	4,317	4,728	5,113	5,455	-
	小学校2年生	3,332	3,651	3,964	4,236	-
	小学校3年生	1,851	2,019	2,186	2,321	-
	小学校4年生	670	728	776	837	-
	小学校5年生	210	222	240	249	-
	小学校6年生	79	83	84	84	-
確保方策	10,459	11,431	12,363	13,182	8,516	

ケ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）

施策の方向性 I 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策 1 「子育てを社会全体で支える取組の推進」

事業（4）地域子育て支援事業

① 地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援等の実施

事業概要	少子化や核家族化の進行など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、子育て中の保護者の孤立感や不安感の増大等に対応するため、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進や、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講座の開催など、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちの支援を図る事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	推計就学前児童数と教育・保育の量の見込みから推計在宅児童数を算出します。推計在宅児童数から算出した推計新規利用者数に過去の実績を踏まえた利用回数に乗じて年間延べ利用人数を見込みます。
確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域子育て支援センターにおいて、子育て親子の交流促進や相談支援等を実施します。 ● 保育・子育て総合支援センターと連携を図り、利用ニーズに的確に対応していきます。

（単位：年間延べ利用人数（人））

区域		令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和2 (2020) 年度実績
川崎区	量の見込み	22,111	21,266	20,240	19,334	-
	確保方策	22,111	21,266	20,240	19,334	18,492
幸区	量の見込み	22,098	21,258	20,226	19,326	-
	確保方策	22,098	21,258	20,226	19,326	14,557
中原区	量の見込み	29,870	28,741	27,341	26,127	-
	確保方策	29,870	28,741	27,341	26,127	16,859
高津区	量の見込み	25,951	24,975	23,754	22,697	-
	確保方策	25,951	24,975	23,754	22,697	19,451
宮前区	量の見込み	30,462	29,310	27,882	26,643	-
	確保方策	30,462	29,310	27,882	26,643	19,963
多摩区	量の見込み	20,463	19,678	18,735	17,891	-
	確保方策	20,463	19,678	18,735	17,891	16,138
麻生区	量の見込み	16,164	15,557	14,802	14,142	-
	確保方策	16,164	15,557	14,802	14,142	11,723
全市	量の見込み	167,119	160,785	152,980	146,160	-
	確保方策	167,119	160,785	152,980	146,160	117,183

コ 一時預かり事業

（ア）幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」
 施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」
 事業 (6) 幼児教育推進事業

① 幼稚園型一時預かり事業の推進

事業概要	幼稚園で通常の教育時間を延長して幼児を保育する事業（就労等の理由により、幼稚園の一時預かりを定期的に利用するものも含む）です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	利用者実績及び市内施設を対象とした事業実施希望調査の結果等をもとに、対象園児数の減少にも考慮しながら延べ年間利用者数を見込みます。
確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業実施希望調査の結果を踏まえ説明会等を開催し、幼稚園型一時預かり実施園の拡充を図ります。 ● 就労形態等、保育ニーズの多様化に対応するため、実施園における預かり保育の長時間化・通年化を推進します。

（単位：年間延べ利用人数（人））

区域		令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和2 (2020) 年度実績
川崎区	量の見込み	38,920	41,048	42,834	45,650	-
	確保方策	38,920	41,048	42,834	45,650	25,131
幸区	量の見込み	37,467	39,352	41,792	43,292	-
	確保方策	37,467	39,352	41,792	43,292	22,903
中原区	量の見込み	50,632	51,601	52,501	53,770	-
	確保方策	50,632	51,601	52,501	53,770	31,718
高津区	量の見込み	41,704	41,959	41,467	41,069	-
	確保方策	41,704	41,959	41,467	41,069	27,609
宮前区	量の見込み	59,985	63,064	66,105	69,335	-
	確保方策	59,985	63,064	66,105	69,335	37,696
多摩区	量の見込み	34,320	35,364	36,845	37,329	-
	確保方策	34,320	35,364	36,845	37,329	21,011
麻生区	量の見込み	39,616	41,676	43,940	46,459	-
	確保方策	39,616	41,676	43,940	46,459	25,510
全市	量の見込み	302,644	314,064	325,484	336,904	-
	確保方策	302,644	314,064	325,484	336,904	191,579

（イ）保育所における一時預かり

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施 策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事 業（3）民間保育所運営事業

② 一時保育実施数の適正化

事業概要	保護者などが週3日以内又は月64時間に満たない就労や就学、病気や冠婚葬祭などのため、子どもを家庭で保育できない場合に、保育所等において一時的に保護者に代わって保育をする事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	就学前児童数の減少や認可保育所等の新設整備等により、本事業の利用者は、平成29（2017）年度実績をピークに減少傾向に転じており、令和3（2021）年度の年間延べ利用見込み人数をもとに、令和4（2022）年度以降の人口減少率を考慮し、量を見込みます。
確保方策の考え方	働き方の多様化や少子化、核家族化の進行などによる、子どもや子育てをめぐる環境の変化に伴う保護者の心理的・肉体的な負担軽減のために、継続的な事業実施が必要であることから、全市において安定的に実施が見込める保育・子育て総合支援センターにおける事業化を進めます。また、民間保育所における利用状況の分析を踏まえた地域バランスの改善に向け、必要に応じて既存園における事業の見直しや効果的な新設園の整備を進めていきます。

（単位：年間延べ利用人数（人））

区域		令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和2 (2020) 年度実績
川崎区	量の見込み	8,773	8,483	8,260	8,151	-
	確保方策	8,773	8,483	8,260	8,151	7,994
幸区	量の見込み	12,558	12,561	12,617	12,630	-
	確保方策	12,558	12,561	12,617	12,630	10,322
中原区	量の見込み	21,626	21,212	20,855	20,586	-
	確保方策	21,626	21,212	20,855	20,586	16,356
高津区	量の見込み	14,884	14,281	13,715	13,345	-
	確保方策	14,884	14,281	13,715	13,345	12,766
宮前区	量の見込み	14,603	13,914	13,400	12,996	-
	確保方策	14,603	13,914	13,400	12,996	11,147
多摩区	量の見込み	15,766	15,549	15,495	15,422	-
	確保方策	15,766	15,549	15,495	15,422	12,500
麻生区	量の見込み	10,744	10,500	10,376	10,279	-
	確保方策	10,744	10,500	10,376	10,279	9,038
全市	量の見込み	98,954	96,500	94,718	93,409	-
	確保方策	98,954	96,500	94,718	93,409	80,123

サ ファミリー・サポート・センター事業（ふれあい子育てサポート事業）

施策の方向性 I 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策 1 「子育てを社会全体で支える取組の推進」

事業（4）地域子育て支援事業

② ふれあい子育てサポートセンター事業の実施

事業概要	育児の援助をしたい人（子育てヘルパー会員）と育児の援助を受けたい人（利用会員）が、それぞれふれあい子育てサポートセンターに会員登録し、会員相互により育児援助活動を行う事業です。子育てヘルパー会員宅での一時預かり、保育所・幼稚園等への送迎が主な活動内容です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	就学前児童数と延べ利用人数との比率及び将来人口推計をもとに、延べ利用人数を見込みます。
確保方策の考え方	子育てヘルパー会員数の増加を図り、利用希望者と子育てヘルパー会員とのマッチングを高め、利用ニーズに的確に対応していきます。

（単位：年間延べ利用人数（人））

区域		令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和2 (2020) 年度実績
川崎区	量の見込み	1,579	1,527	1,486	1,467	-
	確保方策	1,579	1,527	1,486	1,467	985
幸区	量の見込み	1,565	1,566	1,573	1,574	-
	確保方策	1,565	1,566	1,573	1,574	1,098
中原区	量の見込み	4,777	4,696	4,636	4,645	-
	確保方策	4,777	4,696	4,636	4,645	2,431
高津区	量の見込み	1,123	1,077	1,034	1,007	-
	確保方策	1,123	1,077	1,034	1,007	629
宮前区	量の見込み	984	937	903	875	-
	確保方策	984	937	903	875	969
多摩区	量の見込み	1,702	1,679	1,673	1,665	-
	確保方策	1,702	1,679	1,673	1,665	1,149
麻生区	量の見込み	1,793	1,752	1,731	1,715	-
	確保方策	1,793	1,752	1,731	1,715	1,031
全市	量の見込み	13,523	13,234	13,036	12,948	-
	確保方策	13,523	13,234	13,036	12,948	8,292

シ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(ア) 教材費・行事費等補助

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」
 施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」
 事業 (3) 民間保育所運営事業

① 民間保育所の適切な運営の確保と保育の質の維持・向上に向けた支援

事業概要	特定教育・保育施設等を利用する生活保護世帯等に対し、利用に係る日用品や文房具等必要な物品の購入に要する費用等を助成する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	過去の利用実績を踏まえ、本事業の利用人数は横ばいで推移するものとして見込みます。
確保方策の考え方	対象者に対して適切に事業を案内し、申請に基づいて助成を実施します。

(単位：年間利用人数(人))

全市域	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和2 (2020) 年度実績
量の見込み	70	70	70	70	-
確保方策	70	70	70	70	54

(イ) 給食費(副食費)補助

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」
 施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」
 事業 (6) 幼児教育推進事業

③ 幼稚園等在園児の保護者に対する保育料等補助の実施

事業概要	私学助成を受ける幼稚園を利用する年収360万円未満相当世帯等に対して、給食費(副食費)を補助する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	就学前児童数の減少や幼稚園(新制度未移行園)の新制度移行による園児数の減少を考慮し、利用者の減少傾向が見込みます。
確保方策の考え方	対象者に適切に事業案内を行い、申請に基づいて補助を実施します。

(単位：年間利用人数(人))

全市域	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和2 (2020) 年度実績
量の見込み	546	496	451	410	-
確保方策	546	496	451	410	534

ス 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(ア) 新規参入施設等への巡回支援

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育の充実」

施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 (3) 民間保育所運営事業

① 民間保育所の適切な運営の確保と保育の質の維持・向上に向けた支援

事業概要	認可保育所及び地域型保育事業等を実施する新規参入事業者に対して、保育士等が巡回訪問支援を行います。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	教育・保育施設の量の見込みと確保方策に基づいて、新規参入事業者が実施する認可保育所及び地域型保育事業等の施設数、事業所数を見込みます。
確保方策の考え方	新規参入事業者が実施する認可保育所及び地域型保育事業等の施設、事業所に対して開設年度に巡回指導を実施します。

(単位：実施か所数(か所))

全市域	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和2 (2020) 年度実績
量の見込み	4	3	2	1	-
確保方策	4	3	2	1	

(イ) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 (6) 幼児教育推進事業

③ 幼稚園等在園児の保護者に対する保育料等補助の実施

事業概要	幼稚園類似施設（無認可幼児教育施設等）に通う未就学児を持つ保護者に対して、利用料等の補助を行う事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	本事業は幼稚園や保育所等の施設を利用しない就学前児童を対象としておりますが、多様な保育ニーズの増加を考慮すると利用者は横ばいで推移するものと見込みます。
確保方策の考え方	対象者に適切に事業案内を行い、申請に基づいて助成を実施します。

(単位：年間利用人数(人))

全市域	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和2 (2020) 年度実績
量の見込み	171	171	171	171	-
確保方策	171	171	171	171	0

2 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の量の見込みと確保方策

（川崎市新・放課後子ども総合プラン）

（1）概要

本市では、すべての就学児童が、放課後を安全・安心に過ごせる居場所として、全小学生を対象としたわくわくプラザ事業を市内114校で実施しています。

わくわくプラザ事業では、地域ボランティア等の人材を積極的に活用するほか、地域における様々な施設や団体等の地域資源を生かし、工作教室、絵画教室、スポーツ教室、実験教室、観察教室、料理教室、各種体験教室、読み聞かせ等、多様なプログラムを実施しています。

（2）取組の考え方

ア 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の一体的な実施

放課後児童健全育成事業は、就労等により保護者が日中いない家庭の児童に対して、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業です。

また、放課後子供教室は、地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業です。

本市においては、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、本市のすべての市立小学校において、放課後児童健全育成事業と放課後子供教室を一体的に実施するわくわくプラザ事業により、すべての児童が一緒に参加できる学習・体験活動プログラムの実施を推進します。

イ 小学校の施設の活用

学校は、放課後も、児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、児童の健やかな成長のため、学校関係者とわくわくプラザ事業の関係者とが、実施主体にかかわらず立場を超えて、放課後児童対策について連携して取り組むことが重要なことから、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない特別教室等、小学校の施設の活用を促進していきます。

なお、本市においては、児童数の増加が予測されている地域があることや、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の改正に伴う35人学級の実施の影響などにより、教室の確保が課題となる学校があるため、学校施設の活用を検討する際には、教育委員会と十分に連携を図りながら調整を進めます。

（ア）余裕教室の活用促進

児童数の動向や設備の状況を踏まえ、現に使われている余裕教室（学習方法・指導方法の多様化に対応したスペース、教職員のためのスペース、地域住民の学習活動のためのスペース等）についても、わくわくプラザ事業に活用できないか、学校と調整を図ります。

（イ）放課後等における学校施設の一時的な活用の促進

学校の特別教室や図書館、体育館、校庭等（けが等が発生した場合の保健室を含む）のスペースや既に学校の用途として活用されている余裕教室を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時

間帯について、わくわくプラザ事業の実施場所として活用するなど、一時的な活用について、学校と調整を図ります。

ウ 学校との具体的な連携

児童の様子の変化や小学校の下校時刻の変更、事件・事故や天災等の緊急時などにも対応できるよう、学校関係者とわくわくプラザの関係者との間で、迅速な情報交換・情報共有を行うなど事業が円滑に進むよう、十分な連携・協力を図ります。

また、保護者との日常的・定期的な対話等を通じて、家庭とも密接に連携し、児童の成長を関係者と共有します。なお、児童の状況等には家庭が関係する場合もあることから、対話等を通じて保護者が抱える悩みや不安を把握し、保護者に対する支援につなげていきます。

エ 特別な配慮を要する児童への対応

障害のある児童や虐待やいじめを受けた児童、日本語能力が十分でない児童が安心して過ごすことができるよう、安全・安心な居場所を確保します。

オ 放課後児童健全育成事業の開所時間

放課後から午後6時まで、土曜日は午前8時30分から午後6時まで、土曜日以外の学校休業日は午前8時から午後6時までわくわくプラザ事業を実施しています。さらに、午後6時までに、児童のお迎えが難しい場合に午後7時まで児童の安全・安心な居場所を確保する子育て支援わくわくプラザ事業を実施しています。

カ 子どもの自主性、社会性等のより一層の向上

子ども一人ひとりの発達の状況が異なることを踏まえ、関わりを考え、遊びや生活の中でそれぞれの子どもの感情や意思を尊重し、社会性、自主性の向上を図ります。

キ 放課後児童健全育成事業における支援内容の利用者等への周知

支援の内容を個々の保護者に日常的に伝えるとともに、定期的にわかりやすく説明します。また、定期的にお便りを発行し、小学校や地域に配布するなど広く周知します。

(3) 放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保方策及び放課後子供教室の目標事業量と確保事業量

ア 放課後児童健全育成事業

256頁の「ク 放課後児童健全育成事業」に記載しています。

イ 放課後子供教室

(単位：実施か所数(か所))

全市域	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度
目標事業量	114	114	114	114
確保事業量	114	114	114	114

3 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保 及び家庭養育の推進

（川崎市社会的養育推進計画）

（1）概要

本計画は、児童福祉法をはじめとする関係法令や「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（平成30(2018)年7月6日子発0706第1号。以下「計画策定要領」という）を踏まえ、様々な事情により支援が必要な児童及びその家庭を社会全体で支えていく環境を整える取組を進めるため、策定するものです。

児童福祉法では、国及び地方自治体の責務として「児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援」すること、家庭で生活することが困難である児童については「家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育」すること、それが適当でない児童については「できる限り良好な家庭的環境において養育」することを定めています。本市においても児童相談所への相談件数や児童虐待相談・通告件数の増加等、子育てに不安や悩みなどを抱える家庭が増加していると考えられることから、家庭での生活を継続するための養育支援や児童虐待等の予防につながる取組を進めるとともに、家庭に代わり社会的に養育する必要がある児童については代替養育（里親家庭や児童養護施設・乳児院等での養育）につなげ、できる限り家庭的環境で養育できるよう代替養育における環境整備を図ること、代替養育が必要な児童を確実に受け入れることができる体制を確保することが必要です。

（2）基本的な考え方

本計画では次の3つを基本的な考え方として施策を展開します。

《基本的な考え方Ⅰ》

専門的支援を必要とする児童・家庭への支援の充実

児童相談所への相談件数や児童虐待の相談・通告件数は増加傾向にあり、中には経済的な困窮や子育て上の不安や悩みなどを抱えこみ、援助希求を発信できず、必要な支援につなげていない子育て家庭があることも考えられます。

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の趣旨を踏まえ、児童ができる限り家庭において健やかに養育されるよう、児童相談所や区役所、地域の関係機関が連携しながら児童虐待の防止に向けたリスク要因の早期把握や家庭での養育支援に取り組むとともに、一時保護を行った場合の児童の福祉の向上や家庭復帰に向けた支援の充実を図ります。

《基本的な考え方Ⅱ》

代替養育を必要とする児童への支援の充実

代替養育を必要とする児童については、できる限り家庭に近い環境で養育されるよう支援を行う必要があり、様々な状況にある児童それぞれに適切に対応することができるよう環境整備を図ることが必要です。

里親家庭・施設それぞれにおいてすべての要保護児童が心身ともに健やかに養育され円滑に自立していけるよう、里親家庭への支援体制の充実や施設における専門的支援の充実、児童の自立支援の推進など、代替養育を必要とする児童への支援の充実を目指します。

《基本的な考え方Ⅲ》

本市の状況を踏まえた代替養育体制の確保と家庭養育の推進

代替養育を必要とする児童数については、本市の児童人口や児童虐待・相談通告件数、児童相談所への相談件数等を踏まえると、当面は増加傾向が続くものと見込まれます。

そうした状況にあっても代替養育を必要とする児童を確実に養育できる体制を整えるため、家庭養育を担う里親登録数の増加を図るとともに、様々な状況にある児童へ専門的支援を行うため、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設等の定員枠を確保していきます。

また、代替養育を必要とする児童や家庭の状況を的確に把握し、里親家庭での養育を基本としながら、児童が最適な環境で養育を受けられるよう代替養育の環境を選択し支援を推進します。

（3）「量の見込みと確保方策」について

「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（平成 30 年7月6日子発 0706 第1号）に基づき、令和 11（2029）年度を終期とし、令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度の各期に区分して策定し、令和 6（2024）年度及び各期の中間年を目安として、必要な場合には、計画の見直しを行い、取組の促進を図ることとなっています。

令和 2（2020）年2月に策定した「川崎市社会的養育推進計画」では、令和 2（2020）年度から令和 3（2021）年度を第1期としており、今回の「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」では、本章において社会的養育推進計画の見直しを行い、令和 4（2022）年度から令和 11（2029）年度までの要保護児童の養育体制の量の見込みと確保方策を定めます。

また、令和 6（2024）年度中には国が示した計画期間を踏まえて、量の見込みと確保方策の見直しを行います。

（4） 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保

ア 代替養育を必要とする児童数の見込み

（ア） 代替養育を必要とする児童数（措置児童数）の見込み

代替養育を必要とする児童数（措置児童数）は、計画策定要領に示された算定方法に基づき、将来児童人口推計及び過去の児童人口に占める措置児童数の割合（措置率）を算定し推計します。

本市の現時点での人口推計では児童人口は令和11（2029）年まで減少傾向であるものの、近年の児童相談所への相談件数や児童虐待相談・通告件数の状況等から、当面は措置児童数の増加が継続すると予測し算定を行っています。

なお、措置児童数については毎年度進捗状況を把握し、計画の改定時期に合わせて検証を行い、必要に応じて推計の見直しを行います。

■ 代替養育を必要とする児童数の推計

（単位：人）

年度	第2期				第3期			
	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
児童人口	252,839	251,385	250,295	249,221	248,451	248,256	247,686	247,427
児童人口に対する措置率	0.164%	0.168%	0.172%	0.176%	0.180%	0.184%	0.188%	0.193%
措置率増加率	102.7%	102.7%	102.7%	102.7%	102.7%	102.7%	102.7%	102.7%
縁組成立控除前措置児童数	414	422	430	438	447	456	465	477
措置児童数	407	415	423	431	440	448	456	467

※ 措置率増加率について、令和4(2022)年度以降は平成29(2017)年度から令和元(2019)年度の対前年増加率の3か年の平均値を増加率として見込みを示しています。

※ 措置児童数の算定に際しては、計画策定要領に基づき、対象児童のうち特別養子縁組が成立すると見込まれる児童数を毎年度控除しています。

■ 代替養育を必要とする児童数の推計（年齢別）

（単位：人）

年度	第2期				第3期			
	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
就学前児童（3歳未満）	49	49	51	52	53	54	54	56
（里親等委託率対象児童数）	49	49	51	52	53	54	54	56
就学前児童（3歳以上）	59	61	62	63	64	65	67	68
（里親等委託率対象児童数）	53	55	56	57	58	59	61	62
就学児童	299	305	310	316	323	329	335	343
（里親等委託率対象児童数）	254	260	265	271	278	284	290	298
合計	407	415	423	431	440	448	456	467
（里親等委託率対象児童数）	356	364	372	380	389	397	405	416

※ 里親等委託率対象児童数とは、国の示す里親等委託率の対象となる児童数であり、措置児童数全体から算定対象外となる児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）入所児童数を控除した人数をいいます。

（イ）里親等への委託可能性がある児童数の見込み

里親等への委託可能性がある児童数について、計画策定要領に基づき推計します。

本市では、現に里親家庭や施設等に措置されている児童の状況を調査した結果を踏まえ、措置児童数全体から、児童の医療的ケアの必要性や発達上の課題の状況、保護者の状況等により施設等での支援が必要な児童を控除した人数を里親等への委託可能性がある児童数として推計しました。

■里親等への委託可能性がある児童数の推計（児童の状況に基づいた算定値）

（単位：人）

年度	第2期				第3期			
	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
就学前児童（3歳未満）	32	36	38	40	40	41	41	43
就学前児童（3歳以上）	34	39	42	43	44	44	46	47
就学児童	108	111	113	116	122	130	136	142
計	174	186	193	199	206	215	223	232

イ 代替養育の確保方策

ア（ア）及び（イ）で示したとおり、代替養育を必要とする児童は増加傾向で推移することが見込まれますので、そうした状況にあっても全ての代替養育を必要とする児童を確実に受け入れることができる代替養育体制を確保することが必要です。本市では家庭養育を担う里親と専門的支援を担う施設との両輪で代替養育体制を確保することとし、里親等の一層の確保を目指すとともに、専門的支援を担う施設についても引き続き必要な定員数を確保していきます。

（ア）代替養育（里親等）の確保方策

代替養育を担う里親等について、本市では養育里親及び養子縁組里親のフォスタリング機関を設置しそれぞれの種別ごとに登録者の確保、児童の委託及び支援体制の充実を図り、安心して養育ができる環境を整備した上で確保方策を定めました。

里親等への児童の委託の際には、児童・里親それぞれの状況に応じてマッチングを行う必要があることから、里親等への委託を必要とする児童数以上の登録数を確保することが必要です。

ア（イ）で示した里親等への委託可能性がある児童が可能な限り家庭環境で養育が受けられるよう、計画策定要領に示される内容等を踏まえるとともに、これまでの里親登録数の状況も考慮した上で、必要な登録数の段階的な確保を目指し取組を推進していきます。また、あわせて小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）についても、実施者が養育里親であることを要件にされていることから、一定の経験を積んだ養育里親の意向等を踏まえ、新たなファミリーホームの開設を目指していきます。

■代替養育（里親等）の確保方策

（単位：世帯※ファミリーホームは定員数）

年度	第2期				第3期			
	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
養育里親	133	141	149	157	166	175	184	193
専門里親（養育里親の内数）	(12)	(12)	(12)	(12)	(13)	(13)	(13)	(13)
養子縁組里親	58	62	66	70	74	78	82	86
親族里親	16	19	22	25	29	33	37	41
里親登録数計	207	222	237	252	269	286	303	320
ファミリーホーム（定員数）	17	17	17	23	23	23	23	29
合計	224	239	254	275	292	309	326	349

（イ）代替養育（施設等）の確保方策

代替養育を担う施設等の定員について、施設種別ごとに確保方策を定めました。

施設等の定員については、発達に課題を抱える児童や心理面でのケアが必要な児童が増加した場合にも確実な対応を図ることができるよう、必要な定員数を確保していきます。

一方、本市においては神奈川県や横浜市の施設についても協議により定員を確保している状況があり、各自自治体が所管する施設の定員変更等の状況を踏まえながら、引き続き必要な定員枠の確保を図っていきます。

■代替養育（施設等）の確保方策

（単位：人）

年度	第2期				第3期			
	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
児童養護施設	160	154	154	154	154	154	154	154
地域小規模児童養護施設	54	60	60	60	66	66	66	66
乳児院	45	45	45	45	45	45	45	45
広域入所（県施設等）	50	45	40	35	30	25	24	24
計（児童養護施設・乳児院）	309	304	299	294	295	290	289	289
児童心理治療施設	40	40	40	40	40	40	40	40
自立援助ホーム	12	12	12	12	12	12	12	12
広域入所（県施設等）	12	12	12	12	12	12	12	12
計（専門的施設）	64	64	64	64	64	64	64	64
合計	373	368	363	358	359	354	353	353

（5）児童の状況を踏まえた家庭養育の推進

ア 児童の適切なアセスメントと家庭養育の推進

児童福祉法においては、国及び地方公共団体の責務として、「児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない」ととされています。

本市においても、児童福祉法の趣旨に鑑み、家庭環境での代替養育を一層推進していくため、計画策定要領に示された里親等委託率の指標を踏まえ里親等への委託児童数を推計します。

しかしながら、代替養育を必要とする各児童の置かれた状況は様々であり、児童の最善の利益の観点から特別養子縁組につなげていくこと、養子縁組里親へ登録しようとする方に対しては制度の趣旨や代替養育を必要とする児童の状況について正しく理解をしてもらうこと、併せて養子縁組成立後の支援体制の充実に向けた取組を進めることが必要です。

このため、代替養育環境の選択にあたっては、家庭環境での養育を基本としながら、児童に対する医療的・心理的ケアの必要性や障害・発達の状況等について十分なアセスメントを行った上で、児童本人や保護者、代替養育を担う里親等の意向を十分に尊重しながら、児童が最適な環境での養育を受けられるようマッチングを行う必要があるため、計画の推進にあたっては実際の児童の措置状況を確認し、各期の計画の改定と併せて内容の検証を行っていきます。

今後も児童福祉法等の関係法令に基づき、児童の最善の利益の確保に向け、様々な状況にある児童に最適な支援を目指し取組を推進していきます。

イ 児童の権利擁護の推進

児童福祉法の原則により、児童の権利擁護の観点から、代替養育を受ける児童の状況や意向を踏まえながら代替養育環境を選択するとともに、代替養育を行う者が、児童の生育状況や新たな環境で生活することに留意しながら、児童に寄り添った支援を行っていくことが必要です。

また、里親や施設職員の権利擁護に対する情報提供や研修の実施、すべての代替養育を受ける児童に対する子どもの権利ノートの配布など、代替養育を受ける児童の権利擁護を推進していきます。

ウ 里親やファミリーホームへの児童の委託推進と支援体制の充実

（ア）里親の登録者数の確保

様々な事情により実親の家庭で養育を受けることができない児童については、児童福祉法第3条の2の規定による家庭養育の推進の趣旨を踏まえ、里親委託につなげていくことも重要な選択肢の一つとなります。

児童相談所が支援する児童のうち、里親委託が適切な児童を確実ににつなげていくためには、養育里親及び養子縁組里親双方とも、現在の登録数では不十分であることから、フォスタリング機関を中心として里親制度の普及啓発や、説明会の開催など、登録者数の確保に向けた取組を推進していきます。

（イ）「養子縁組里親」への児童の委託推進と支援体制の充実

特別養子縁組は、養子となる児童の保護者（生みの親）との法的な親子関係を解消し、家庭裁判所の決定を経て実子と同じ親子関係を結ぶ制度であり、児童にとっては大変重要な決定となることから、縁組につなげる際には、保護者及び児童の状況の調査や、児童の最善の利益の観点から養子縁組に関する同意を保護者から得ることができるよう制度説明や意向確認を確実に実施する必要があります。

調査の結果、特別養子縁組が最適であると考えられる児童については、児童にとって最適な養育者に委託することができるよう一時保護や措置入所により乳幼児の養育支援を担う乳児院や関係機関と適切に連携を図りながら、新たな養育者とのマッチングを慎重に進めることが重要です。

また、本市の措置児童の中には発達・心理・医療面での課題を抱えている方も含まれるため、乳幼児期の特別養子縁組成立後、児童の成長とともに課題が表出し、養育が困難となるケースもあります。

特別養子縁組は実子と同じ親子関係を結ぶという大変重要な意思決定であることを鑑み、「養子縁組里親」へ登録しようとする方に対しては制度の趣旨や代替養育を必要とする児童の状況等について正しく理解していただくことが重要です。

そのため、養子縁組成立後に新たな養育者が家庭内で悩みや不安を抱え込まず養育を行えるよう、里親養育包括支援事業（フォスタリング事業）受託者及び地域の関係機関が連携しながら支援体制の充実に向けた取組を推進していきます。

（ウ）「養育里親」への児童の委託推進と支援体制の充実

代替養育を必要とする児童の措置先を決定する際には、児童・保護者の意向や状況把握を丁寧に行うとともに、「養育里親」への委託が適切と考えられる場合には、保護者から同意を得ることができるよう制度説明や意向確認を確実に実施する必要があります。

また、委託期間について、最長で20歳までと長期にわたることもあるため、様々な背景がある児童の養育にあたっては、里親会、里親ピアサポート事業受託者、乳児院や児童養護施設、保育所、幼稚園、学校等の地域の関係機関や児童相談所及び市の里親養育包括支援事業（フォスタリング事業）受託者がチームとして継続的に支援することが重要であり、今後も関係機関との連携を強化しながら支援体制の充実を図ることが必要です。

今後は、保護者への丁寧な説明の実施や関係機関と連携を図りながら、児童の状況に合った「養育里親」へ措置を行うとともに、その後の児童及び里親への支援の充実を推進していきます。

（工）小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の充実

「養育里親」等が運営する小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）については、家庭環境で専門的な養育を行うことが可能な重要な代替養育の担い手であることから、事業の充実に努めることが必要です。

今後は、ファミリーホームと関係機関との連携体制の強化を図るとともに、ファミリーホームの開設に向けた支援を推進していきます。

■里親等への委託児童数の見込み

（単位：人）

年度	第2期				第3期			
	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
養育里親	94	103	111	120	128	136	144	153
養子縁組里親	7	7	7	7	7	8	9	10
親族里親	14	17	20	23	27	31	35	39
ファミリーホーム	14	15	17	20	23	23	23	29
計（里親等）	129	142	155	170	185	198	211	231

■里親等への委託児童数の見込み（年齢別）

（単位：人）

年度	第2期				第3期			
	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
就学前児童（3歳未満）	31	35	38	39	40	40	41	43
就学前児童（3歳以上）	29	33	36	40	44	44	46	47
就学児童	69	74	81	91	101	114	124	141
計	129	142	155	170	185	198	211	231

■里親等委託率の見込み

（単位：％）

年度	第2期				第3期			
	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
就学前児童（3歳未満）	63	71	75	75	76	76	76	76
就学前児童（3歳以上）	55	60	64	70	76	75	75	76
就学児童	29	30	32	35	38	42	45	50
計	36	39	41	44	47	49	52	55

※ 里親等委託率とは、国の示す算式に従い、里親・ファミリーホームに措置されている児童数の合計を里親・ファミリーホーム・児童養護施設・乳児院に措置されている児童数の合計で除して算定した割合をいいます。

工 施設の高機能化・多機能化・地域分散化の推進

児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設等の各施設には児童指導員や保育士、心理療法担当職員等の専門職が配置され、複数の専門職によるきめ細やかな支援を行うことができる体制を確保し、児童の養育を行っています。

特に本市においては、各施設が児童一人当たりに対する直接処遇の職員をより多く配置し、家庭的な環境で養育を行うことができるようにすることで、児童への支援の充実に努めていますが、近年、ケアニーズの高い乳児・児童の支援のため、多くの職員の対応が必要であったり、より経験のある職員によるケアが必要な場面が見られます。職員の確保、育成、定着の円滑なサイクルを作り出し、安定した施

設運営を行っていくため、職員の処遇改善や、職員配置の見直し等を適宜行いながら、必要な定員数を確保していきます。

また、本市の施設は入所児童への支援以外にも、併設する児童家庭支援センターと連携した地域の児童・家庭への相談支援や里親支援、地域の関係団体への活動支援等、地域の児童福祉における重要な拠点としての役割も担っており、今後の施設入所児童の状況を踏まえながら、多様な役割を円滑に果たせるよう環境整備を図っていきます。

その他、児童養護施設については、地域において家庭的環境で専門的な支援が可能な地域小規模児童養護施設（児童養護施設の分園）の設置を促進するとともに、一部施設については児童養護施設本体の定員を縮小し、その枠を一時保護委託やショートステイに活用するなど施設の多機能化・地域分散化を推進していきます。

オ 児童への措置解除に向けた支援（社会的養護自立支援の推進）

里親家庭や施設に措置された児童は、児童福祉法の定めにより、原則として18歳まで（措置延長により20歳まで）に措置解除され、地域で生活することが求められます。

代替養育を受ける高校生へのアンケート調査結果からは、卒業後の進路が決まっていたり方向性を考えられていたりする方も多くいる一方で、施設等を退所後の進路について明確なイメージを持てなかったり、関心がある仕事があっても自分にできるのか、また、どうすればその仕事に就けるのかなどの悩みを抱えていたりする方も少なくない状況にあります。

こうしたことから、代替養育を受ける児童の円滑な自立に向けては、行政のほか、児童が所属する学校等と施設が密に連携を図り、児童一人ひとりの成長や課題に配慮しながら、将来の自立に資する適切な内容の支援を、幼児期や就学期などそれぞれの時期において行うほか、進路の選択に向けた情報提供や就労・進学に向けたきめ細かい相談支援及び児童の個性に応じた学習支援等を児童自らが選択し、活用できるよう推進します。

また、代替養育を受けている児童は、措置解除とともに生活環境が大きく変わることから、今後も措置解除後も様々な相談支援を受けることができる体制を確保していきます。

（6）児童相談所における専門的支援の推進

ア 児童相談所の体制強化に向けた取組の推進

児童相談所における児童虐待相談・通告件数は平成28(2016)～令和2(2020)年の5年間で約1.7倍に増えており、関係機関との連携強化が進み、地域の関心が高まっている状況から、今後もさらなる増加が見込まれます。

国は平成30(2018)年12月に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」において児童福祉司・児童心理司の増員等の方向性を示しており、本市においても要保護児童等へのより適切な支援に向けて、国の示す配置基準等を踏まえながら、必要な児童福祉司・児童心理司を着実に配置し、児童家庭相談体制の強化を図るとともに、児童相談所職員に求められる業務上の知識や技術を身につけるため、様々な研修を実施しながら人材育成を推進していきます。

イ 一時保護体制強化に向けた取組の推進

児童の一時保護は、法令に基づき、児童の安全確保や児童の置かれている環境等の調査のため、必要時には確実に実施することが求められます。今後、児童虐待相談・通告件数の増加に伴い一時保護児童数が増加した際にも確実に対応することができるよう受入れ体制の確保を図る必要があります。

また、一時保護は児童を一時的に家庭における養育環境から離す行為であり、児童にとっては養育環境の変化により精神的にも大きな不安を伴うおそれがあることから、児童の心身の安定化を図り、安心

感をもって生活できるよう、生活環境の改善や一時保護期間の短期化等、一時保護を受ける児童の最善の利益を考慮しながら、一層の改善を図っていきます。

（7）地域における相談支援の推進

ア 児童家庭相談支援機能の充実

児童虐待等の未然防止に向けては、支援を必要とする児童・家庭をできる限り早期に把握し、必要な相談支援につなげていくことが必要です。

本市では、各区役所地域みまもり支援センターを子育て世代包括支援センターとして位置付け、妊娠から子育て期にわたる総合的な相談支援を実施しているところですが、区役所における児童虐待相談・通告件数が増加傾向にあるなど専門性の高い支援ニーズが高まっている状況にあるため、支援を必要とする児童・家庭をできる限り早期に把握し必要な相談支援につなげていくことのできるよう、国が示す「子ども家庭総合支援拠点（地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点）」を各区に設置し、児童家庭相談支援機能の充実を図ります。

イ 母子生活支援施設を活用したひとり親家庭への支援の充実

貧困やDV被害等により地域での生活が困難な母子家庭については、安全な生活の場を確保するとともに、その後の地域での生活への円滑な移行に向けた専門的支援を行う必要があります。

母子生活支援施設では、そうした母子家庭に生活の場を提供するとともに、生活や就労に関するサポートを行い、併せて退所した方への相談支援等を行います。

ウ 児童家庭支援センターによる支援の推進

本市では、乳児院・児童養護施設に併設されている児童家庭支援センターにおいて、心理療法担当職員等の専門職が児童の養育に不安を抱える家庭の相談支援を行っています。

乳児院や児童養護施設の専門性を活かし、児童家庭支援センターによる相談支援の充実、子育て短期支援事業（ショートステイ事業）、児童福祉法に基づき児童家庭支援センターが支援を行うことが効果的であるもの等について指導委託を行うことで、子育て支援及び保護者支援の充実を図ります。